

栄町こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
栄町

はじめに



国では、これまでこどもに関する施策の充実に取り組んできたものの、依然として少子化の進行や人口減少に歯止めがかからないことから「こども基本法」及び「こども大綱」を定め、すべてのこども・若者が保護者や地域社会で支えられ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしました。

本町でも、少子高齢化、人口減少が進んでおり、将来にわたって持続可能なまちを実現していくためには、現在の人口構造を、若い世代の転入及び定住促進により改善するとともに、出生率を高める必要があります。

しかし、これまでの住宅や医療等の経済的支援のみでは、もはや人口減少の流れを止めることはできず、むしろ近年では、社会的価値のあり方をめぐって、経済効率性の追求のみから、SDGs（持続可能な開発目標）やウェルビーイングといった豊かさの指標が議論されるようになっていきます。

このため、本町においても「こどもまんなか社会」の実現を通し、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人々にとって、幸せを感じられるあたたかいまちをつくり、住んでみたい、住み続けたいまちを目指すこととし、結果として出生率の回復や人口減少の緩和、高齢者福祉の向上に結びつけるものです。

「こどもまんなか社会」を実現するため、「栄町こどもまんなか」を宣言し、その実現に向けた施策に取り組む「栄町こども計画」を新たに策定しました。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、ご審議をいただきました栄町子ども・子育て委員のみなさまをはじめ、アンケートにご協力をいただきました町民のみなさま並びに関係者のみなさまに、心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

栄町長 橋 本 浩

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	8
3 計画の位置づけ	8
4 計画の対象	11
5 計画策定の経過	12
第2章 こども・子育て、若者を取り巻く現状と課題	13
1 国勢調査に基づく人口の推移等	13
2 住民基本台帳に基づく児童人口等の推移	14
3 世帯数等の推移	15
4 人口動態	16
5 有配偶率等	17
6 女性の就業率	18
7 教育・保育、子育て支援に関する状況	19
8 ニーズ調査等に基づく現状と課題	22
第3章 計画の基本理念等	47
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 施策体系	49
第4章 施策の展開	50
1 こども・若者の権利が守られ、成長をみんなで支えるまち	50
2 きめ細かな取組が必要な家庭やこどもを支援するまち	62
3 安心してこどもを産み育てられるまち	71
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進	76
1 子ども・子育て支援制度の概要	76
2 量の見込みと確保方策について	78
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	79
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	81
第6章 推進体制の確保	89
1 計画の推進に向けて	89
2 関係機関との連携	89
3 計画の評価・検証	90
4 こども・若者の意見を反映する取組	90
資料編	91
1 栄町子ども・子育て会議委員名簿	91
2 用語解説	92

※本計画における「こども」の表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用します。(特別な場合：法令等に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合等)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 本町のこれまでの取組

本町は、令和2年3月に“どこの子どもも地域の子 ～支えあい・気づきあい・育ちあい～”を基本理念とする「第2期栄町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支えあう取組を強化し、優しさあふれるまちをつくっていくこと目指して、子ども・子育て支援の施策・事業の展開に努めてきました。

(2) こども・子育てを取り巻く国の動向

この間、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設され、令和5年4月に発足されています。

そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、令和6年5月、こども政策推進会議において「こども大綱」に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が決定されています。

そのほか、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、少子高齢化に歯止めが効かず、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化トレンドを反転するラストチャンスと捉え、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育を応援」する施策が掲げられるなど、こども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

(3) 計画の目的

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が示した人口推計では、『栄町の人口は2030年以降、年少人口(0～14歳)が減少し、人口比率では、2020年に8.17%だったのに対し、2030年で5.88%、2040年で5.36%、2050年には5.30%まで減少する』とされました。

また、『高齢人口（65 歳以上）は 2030 年までは増加していく推計だが、2040 年を境に減少に転じるものの、人口比率では 2040 年で 50.11%を占め、2050 年には 55.52%まで上昇する』とされています。

さらに、厚生労働省が発表した合計特殊出生率（2018 年～2022 年）では、県内最下位の 0.99 となりました。

以上の状況を改善するためには、こどもまんなか社会の実現を目指し、こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じた、切れ目ない支援により、すべてのこどもや若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、住み続けたい町とする必要があります。

本町の第 2 期計画が令和 6 年度で終了することから、その実績や町民のニーズ等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を踏まえつつ「栄町こども計画」を策定します。

本町は、令和 7 年 3 月の「こどもまんなか宣言」及び新たな計画に基づき「こどもまんなか社会」の実現に向けて、町民のライフステージを通して切れ目のないこども・子育て支援と若者支援を推進します。



参考１ こども基本法（令和４年法律第 77 号）の概要

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考２ こども大綱（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	● 市区町村において、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ● この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ● 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域こども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ● 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ● 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域こども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	● 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ● 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	● 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

すべてのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取組のことです。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目のない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、こども・子育て支援法の地域こども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とするすべての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	● 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（３）すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 2025年度にこども・子育て支援法に基づく地域こども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度からこども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後こども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを図る。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障がい児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

◆児童手当制度の拡充の概要

	概要
対象となる子ども	高校生年代まで拡充
改正内容	● 支給要件のうち所得制限の撤廃 ● 第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする ● 子のカウント方法の見直し（監護される22歳年度末までの子は第1子としてカウントする） ● 支払月を年3回から、年6回支給とする（隔月支給）

◆妊婦のための支援給付概要

	概要
対象者	妊婦
実施方法	● 妊婦であることの認定後に5万円支給 ● 出生届出時等に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給 ● 妊婦等包括相談支援と組み合わせて行う

（2）すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

◆妊婦等包括相談支援事業概要

	概要
対象者	妊婦、配偶者等
実施方法	● 面談等により、情報提供や伴走型相談支援を行う ● 妊娠期から産後の育児期に継続的な情報発信と必要な支援メニューにつなぐ ● 妊婦のための支援給付と組み合わせて行う

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となるこども	● 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

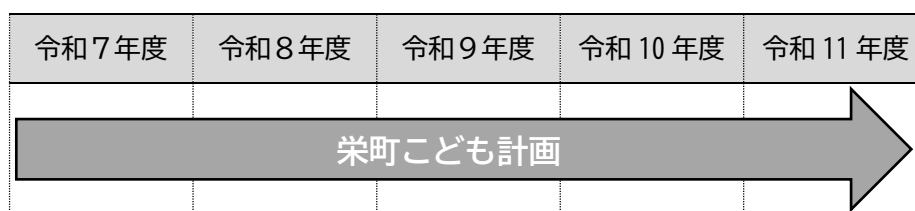
	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、こども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域こども・子育て支援事業として位置付けられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）	
実施方法等	（１）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の総合的な達成状況の確認と見直しを行います。

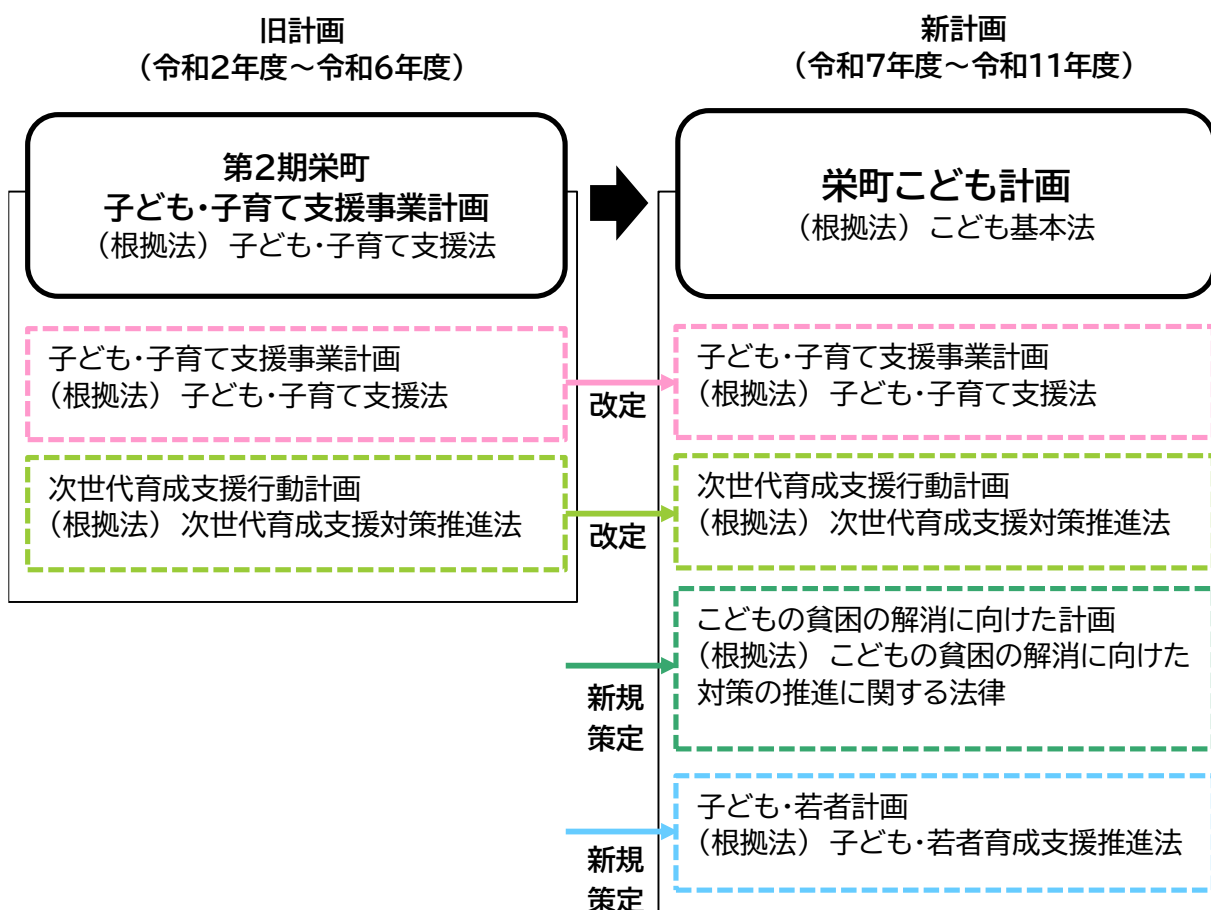
また、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合や計画内容に変更があった場合は、期間中であっても見直しを行うものとしします。



3 計画の位置づけ

市町村には、こども基本法第10条において、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課せられています。

なお、市町村こども計画については、「他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」と規定されており、本町は以下の図のとおり、子ども・子育て支援事業計画をはじめ4つの個別計画を包含し、こども計画として一体化するかたちで策定を行います。

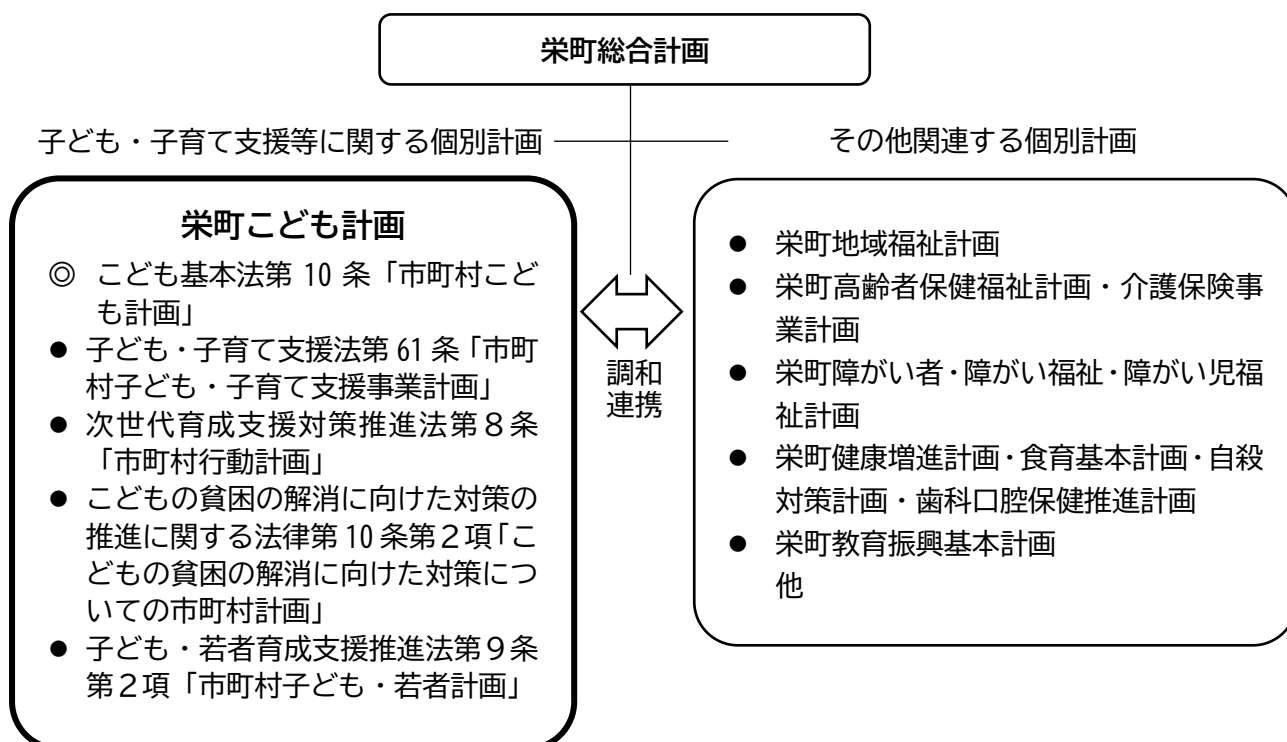


● 次期計画として一体的に策定する計画の概要

計画	根拠法	概要
市町村子ども計画	こども基本法第10条	すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指して、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的とする計画
次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会を形成することを目指して、次世代育成支援対策の目標、実施する支援対策の内容及びその実施時期等を定める計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の権利利害を害されたり、社会から孤立したりすることがないように、こどもの貧困の解消に向けた対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等）を定める計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	すべてのこども・若者の健やかな成長と自立を目指して、総合的・体系的に推進するこども・若者育成支援施策を定める計画

また、本計画は町の総合計画を上位計画とし、地域福祉計画や障がい者・障がい福祉・障がい児福祉計画等の保健福祉分野における関連計画のほか、教育振興基本計画等の施策との調和・連携を図りながら推進するものです。

● 上位・関連計画との関係



● SDGs(持続可能な開発目標)との関係について

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された国際目標であり、達成すべき具体的目標として、17 のゴール (意欲目標) と 169 のターゲット (行動目標) が示されています。

国では、「こどもまんなか実行計画 2024」(令和 6 年 5 月こども政策推進会議)において、SDGs 実施指針改定版を踏まえ、SDGs 達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施していくこと、若い世代の意味ある参画の拡大に取り組むこと、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組むことを掲げています。

本町は、こども・子育て支援に関する施策について、SDGs と関連性の強い項目が多いことを踏まえつつ、本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGs の達成に取り組みます。



4 計画の対象

国のこども基本法では、こどもの定義を「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の高達の過程にある人が「こども」と定義されています。

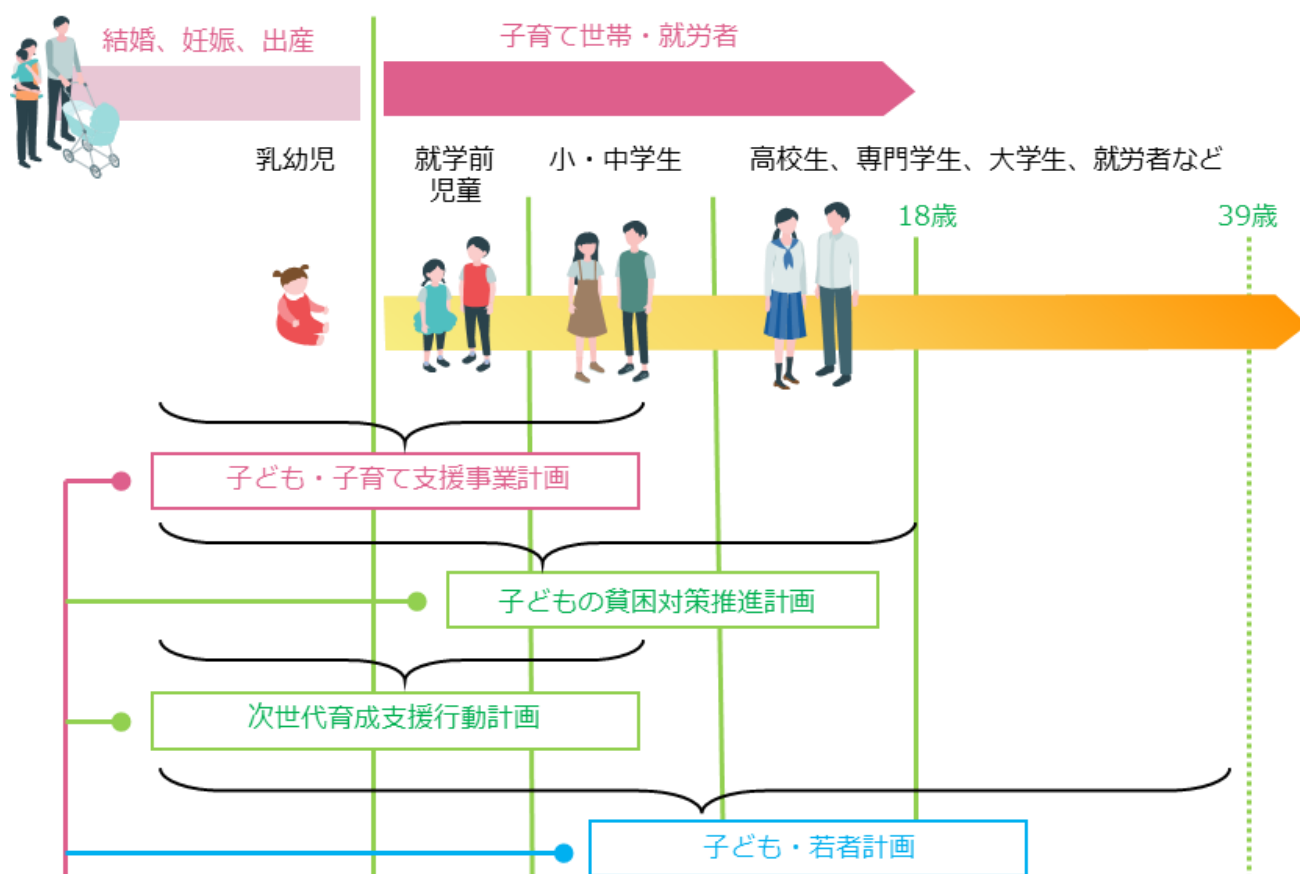
本町の計画においても、こども計画としては一定の年齢上限は定めないものとし、内包又は一体として策定する各計画については、それぞれの対象への施策を実施するものとします。

■参考／こども基本法の「こども」の定義

こども基本法第2条

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

● 各計画の主な対象



各個別計画の主な対象範囲は上記のとおりです。

5 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、こども本人や保護者の意見及びニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学5年生本人及びその保護者、15～29歳の町民、30～65歳の町民を対象として、子ども・子育て支援、若者支援等に関するニーズ調査を実施しました。

また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定及び変更する場合には、合議制の機関の意見を聴かなければならないとされ、さらに、この機関の役割として、子ども・子育て支援施策の実施状況を調査・審議するとされています。このため、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や保育・教育関係者等で構成される「栄町子ども・子育て会議」で、本計画の記載事項について審議を行いました。

さらに、町民等から計画に対する意見を募集し、それを考慮して計画を定めました。



第2章 こども・子育て、若者を取り巻く現状と課題

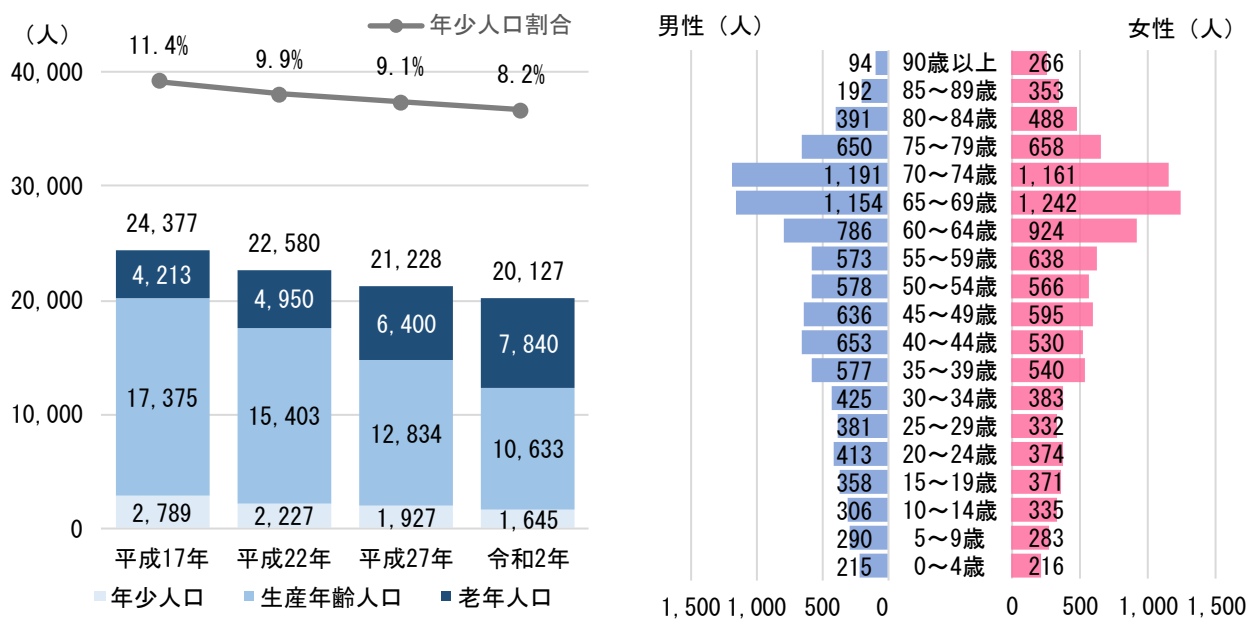
1 国勢調査に基づく人口の推移等

国勢調査に基づく本町の総人口は、令和2年10月1日現在 20,127 人で年々減少しており、また、年齢3区分別人口は、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）がいずれも減少傾向の一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向で推移しています。

また、年少人口割合は令和2年10月1日現在 8.2%で、低下傾向となっています。

令和2年10月1日現在、本町はいわゆる団塊の世代を中心とする 65～74 歳の前期高齢者の人数が突出して多い人口構造となっています。

■年齢3区分別人口の推移、令和2年の人口ピラミッド



資料：国勢調査（各年10月1日現在）、人口ピラミッドは令和2年10月1日現在

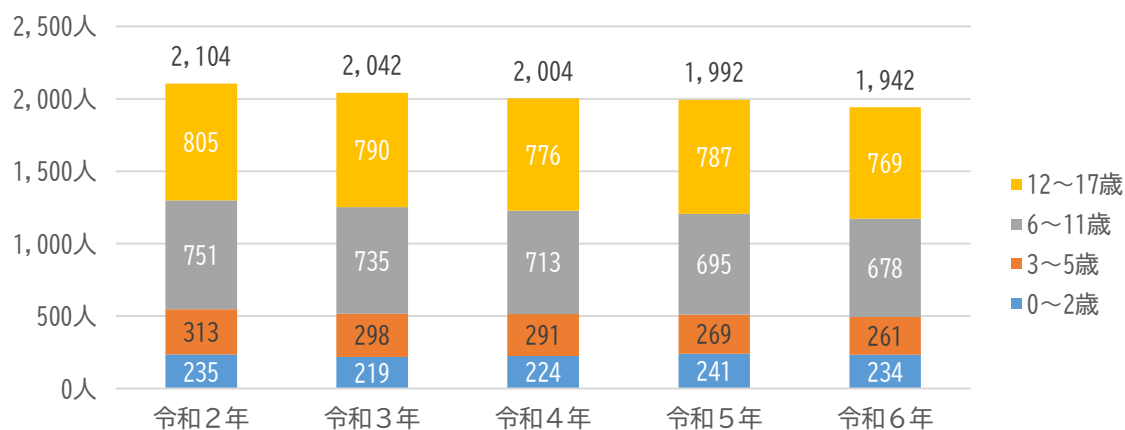


2 住民基本台帳に基づく児童人口等の推移

本町の18歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在1,942人となっており、0～2歳は概ね横ばいで推移している一方、3歳以上はいずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

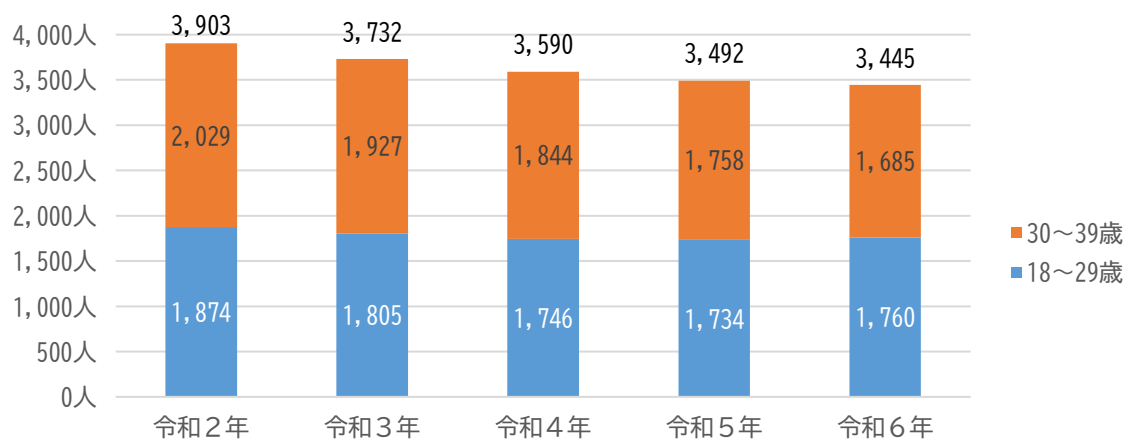
18歳～39歳人口は、令和6年4月1日現在3,445人となっており、いずれの年齢区分も概ね減少傾向で推移しています。

■年齢区分別児童人口（18歳未満）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■18歳～39歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

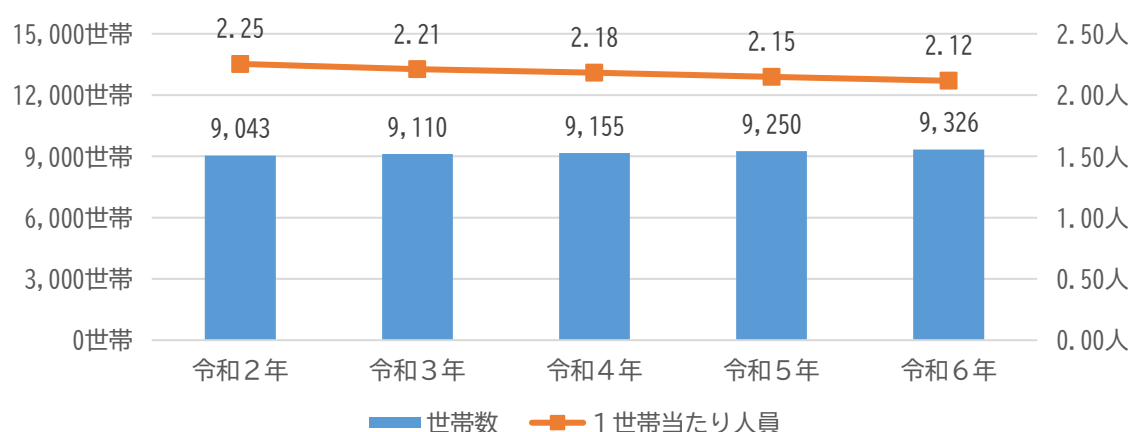
3 世帯数等の推移

本町の世帯数は、令和6年4月1日現在 9,326 世帯となっており、増加傾向で推移している一方、1世帯当たり人員は、令和6年4月1日現在 2.12 人となっており、減少傾向で推移しています。

また、本町のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の 77.4%を占めており、この割合は上昇傾向であり、核家族化が進行しています。

ひとり親世帯（男親とこどもから成る世帯及び女親とこどもから成る世帯）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の 10.3%となっており、平成22年の 7.6%から約3%（2.7%）上昇しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■こどものいる世帯の構成

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	1,719	100.0%	1,472	100.0%	1,234	100.0%
親族のみ世帯	1,706	99.2%	1,463	99.4%	1,224	99.2%
核家族世帯	1,193	69.4%	1,057	71.8%	955	77.4%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦とこどもから成る世帯	1,062	61.8%	923	62.7%	828	67.1%
男親とこどもから成る世帯	18	1.0%	13	0.9%	13	1.1%
女親とこどもから成る世帯	113	6.6%	121	8.2%	114	9.2%
核家族以外の世帯	513	29.8%	406	27.6%	269	21.8%
非親族を含む世帯	13	0.8%	8	0.5%	10	0.8%
単独世帯	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

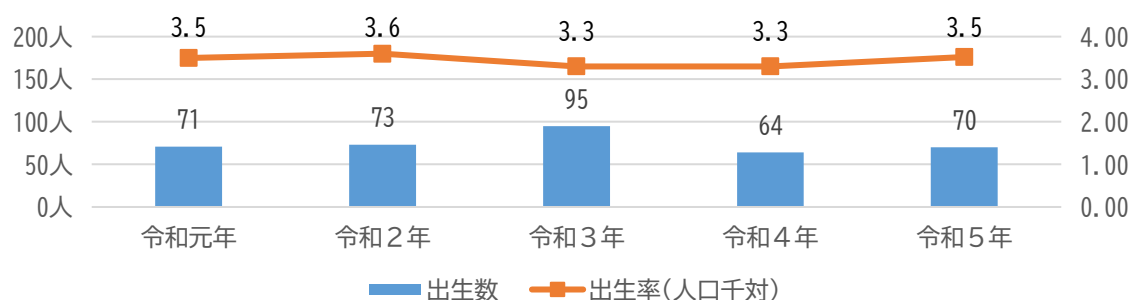
4 人口動態

本町の出生数は、令和5年が70人で、年によって増減が見られる状況であり、出生率（人口千対）は概ね横ばいで推移しています。

また、過去5年、婚姻数は50件前後、離婚数は30件前後で推移しています。

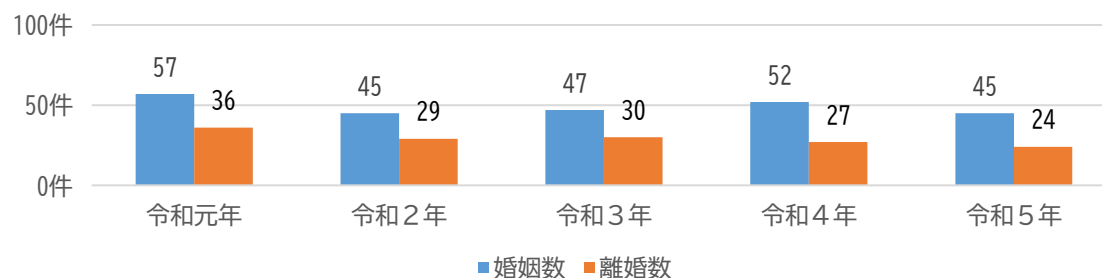
合計特殊出生率は、過去5年、1を下回る水準で推移しており、千葉県や全国の平均を下回っている状況です。

■出生数及び出生率（人口千対）の推移



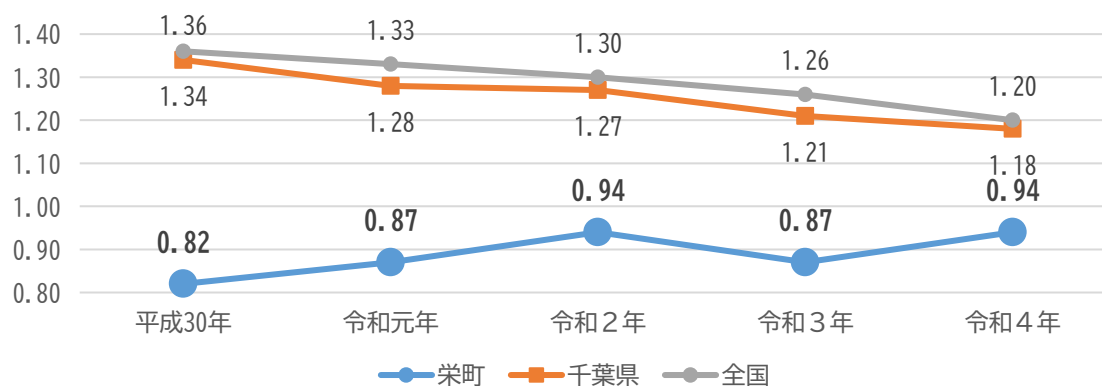
資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）、令和5年のみ人口動態統計（出生率は住民基本台帳人口より算出）

■婚姻数及び離婚数の推移



資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

■合計特殊出生率※の推移と比較



資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

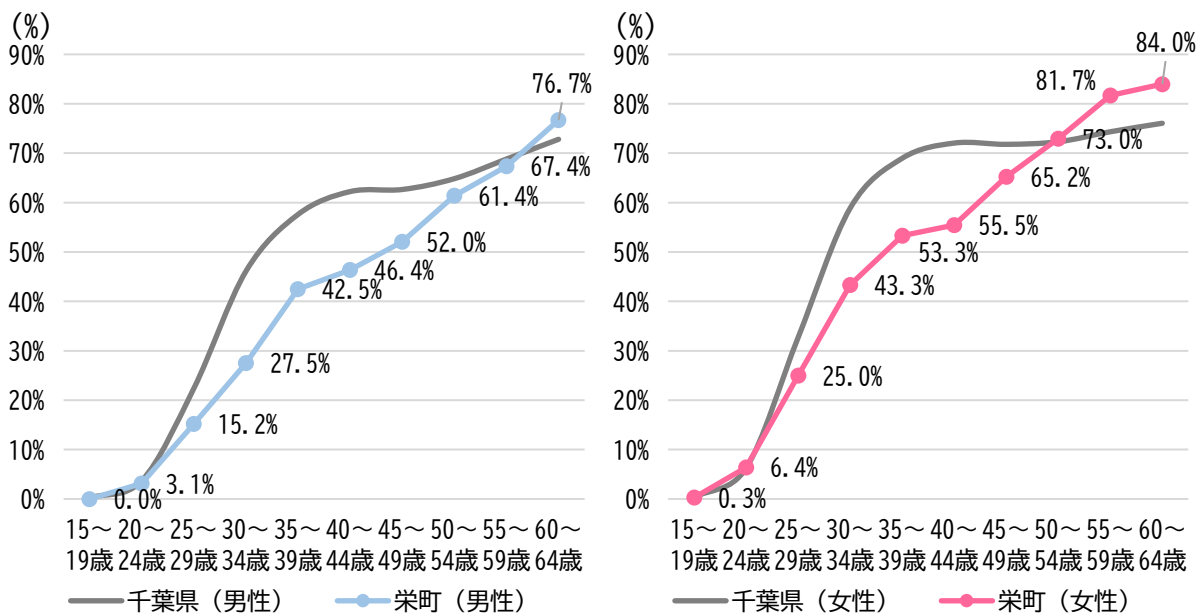
※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産むことものの数に相当

5 有配偶率等

本町の有配偶率については、男女ともにほとんどの年齢区分で千葉県の平均を下回る水準となっています。

未婚率については、男女ともにほとんどの年齢区分で上昇傾向となっており、令和2年10月1日現在の未婚率は、35～39歳では男性52.9%、女性38.3%という状況です。

■年齢区分別有配偶率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（10月1日現在）

■年齢区分別未婚率

区分	男性			女性		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	99.8%	99.8%	100.0%	99.1%	99.3%	99.5%
20～24	94.5%	95.3%	96.6%	92.2%	90.1%	93.3%
25～29	81.6%	78.0%	82.7%	75.1%	68.1%	71.4%
30～34	58.6%	62.1%	70.6%	45.4%	50.2%	48.8%
35～39	41.7%	47.3%	52.9%	25.4%	32.1%	38.3%
40～44	31.4%	38.2%	48.5%	13.0%	22.5%	29.8%
45～49	19.6%	27.5%	40.4%	8.2%	13.2%	22.0%
合計	61.7%	61.3%	65.4%	52.0%	50.5%	52.4%

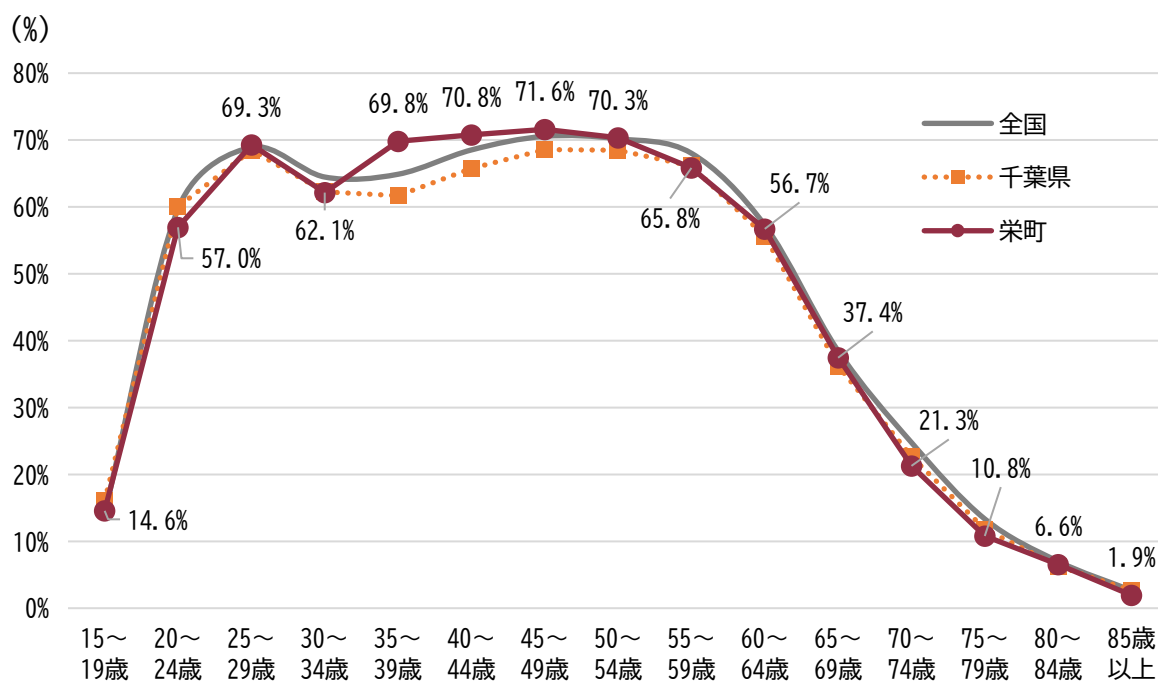
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

6 女性の就業率

本町の女性の就業率は、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて、結婚・出産時期に低下し、30 歳代後半から再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

また、特に 30 歳代前半から 40 歳代前半にかけての就業率が全国や千葉県の平均よりも高くなっています。

■女性の就業率の比較（令和 2 年）



資料：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日現在）

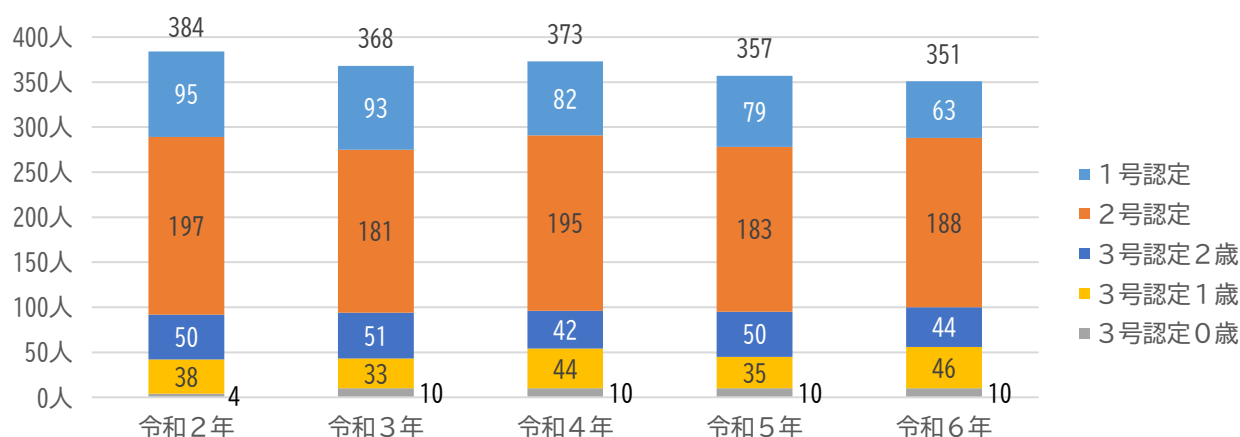


7 教育・保育、子育て支援に関する状況

(1) 教育・保育給付認定

本町の教育・保育給付認定の数は、全体で令和6年現在 351 人となっており、そのうち1号認定及び2号認定が概ね減少傾向の一方、3号認定（0～2歳）は概ね増加傾向となっています。

■教育・保育給付認定の推移



教育・保育給付認定	対象施設
1号認定（3～5歳）	幼稚園、認定こども園
2号認定（3～5歳）	保育所、認定こども園
3号認定（2歳）	保育所、認定こども園、小規模保育等
3号認定（1歳）	
3号認定（0歳）	

資料：担当課資料（各年4月1日現在）

(2) 小中学校の状況

本町の小中学校の児童生徒数は、令和元年以降、年によって増減が見られるものの、小学校では30人弱の減少、中学校では30人弱の増加となっています。

特別支援学級の児童生徒数は、小学校では50人前後、中学校では10人前後から20人前後で推移しています。

■小学校の児童数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童数	709	721	709	690	680
特別支援学級児童数	54	59	50	46	49

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■中学校の生徒数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生徒数	350	349	348	365	379
特別支援学級生徒数	12	8	9	17	17

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

本町において実施している地域子ども・子育て支援事業は、次の一覧のとおりです。

■本町で実施中の地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名	概要
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 本町では、「基本型」（子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う）と「こども家庭センター型（旧母子保健型）」（母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）の2種類を実施しています。
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 本町では、「子育て情報・交流館 アップ R」と「子育て支援センター さくらんぼ」で本事業を実施しています。
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計14回助成します。
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。
5	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。
6	一時預かり事業	幼稚園型は、認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。 幼稚園型以外は、保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園に入所していない乳幼児について、保育所や認定こども園において、一時的に預かり必要な保育を行う事業です。
7	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、町内の保育所や認定こども園で保育を実施しています。
8	病児保育事業	保育所等に通っている児童が、病気の回復期にあるため集団保育等が困難である場合、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することにより、子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業です。 本町では、北総栄病院「栄町病児ルーム」で本事業を実施しています。
9	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。 本町では、令和6年度現在、4クラブを設置しています。
10	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■地域子ども・子育て支援事業の利用者数等の推移

No.			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1	利用者支援事業	実施箇所数（か所）	2	2	2	2
		基本型	1	1	1	1
		旧母子保健型	1	1	1	1
2	地域子育て支援拠点事業	年間延利用者数（人回）	4,561	5,582	4,634	8,475
3	妊婦健康診査事業	妊娠届出数（人）	68	65	72	64
		年間延利用回数（人回）	867	700	933	781
4	乳児家庭全戸訪問事業	年間訪問乳児数（人）	37	36	2	33
5	養育支援訪問事業	年間訪問児童数（人）	16	21	19	23
6	一時預かり事業	年間延利用者数（人日）	8,152	8,315	8,450	7,783
		①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）	8,044	8,201	8,363	7,723
		主に保育の必要性がない世帯（1号認定）による不 定期の利用	44	41	43	43
		主に保育の必要性がある世帯（2号認定）による定 期の利用	8,000	8,160	8,320	7,680
		②保育所等における一時預 かり（幼稚園型以外）	108	114	87	60
7	延長保育事業	年間実利用者数（人）	40	94	26	110
8	病児保育事業	年間延利用者数（人日）	33	52	99	95
		就学前児童	33	52	95	95
		就学児童	0	0	4	0
9	放課後児童クラブ （放課後児童健全 育成事業）	年間利用者数（人）	196	177	178	193
		1年生	84	59	50	52
		2年生	35	61	56	42
		3年生	23	24	39	48
		4年生	35	12	17	32
		5年生	10	15	8	13
		6年生	9	6	8	6
10	実費徴収に係る補 足給付を行う事業	年間実利用者数（人）	116	113	103	78
		教材費等	0	0	0	0
		副食材料費	116	113	103	78

資料：担当課資料

8 ニーズ調査等に基づく現状と課題

【調査の概要】

本調査は、こども基本法等に基づく「栄町こども計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、こどもや若者、保護者を対象に、子ども・子育て支援、若者支援等に関する要望・意見などを把握するほか、ヤングケアラーに関わる機関等を対象に、支援における課題等を把握し、計画に反映することを目的として実施したものです。

〈こども・若者・保護者調査〉

調査の対象	調査期間	実施方法
就学前児童の保護者	令和6年6月	Web回答方式（パソコンやスマートフォンで二次元コードを読み取って回答）
小学5年生		
小学5年生の保護者		
15歳～29歳の町民		
30歳～65歳の町民		

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	500	199	39.8%
小学5年生	120	113	94.2%
小学5年生の保護者	120	93	77.5%
15歳～29歳の町民	1,000	173	17.3%
30歳～65歳の町民	1,000	242	24.2%

〈ヤングケアラー関係機関調査〉

調査の種類	対象	回収数
ヤングケアラー関係機関	小中学校、児童クラブ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所	10 機関

【集計結果の見方】

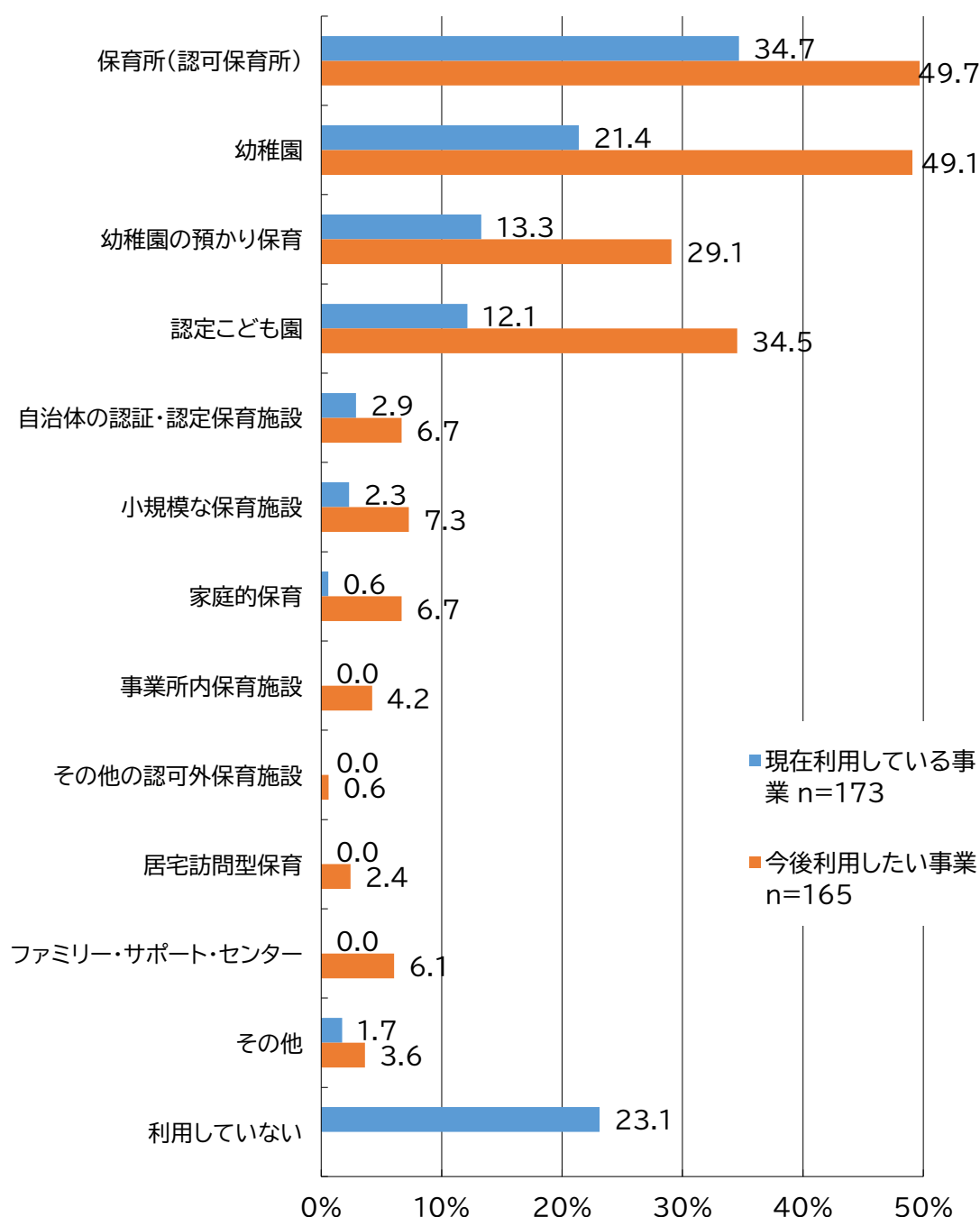
- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
- 図の「n=〇〇〇」の数字は、各設問の回答者数です。
- 図表は、原則として各設問の総回答者数に対する比率を表示しています。
- 複数回答（あてはまるものすべてに○）の設問の集計結果は、各回答の比率を合計すると100%を超える場合があります。
- 図の凡例で「前回」とあるのは、平成31年実施の調査のことです。
- 無回答の割合が高い場合や、平成31年実施の調査と比較する場合などは、無回答を回答者数から除いて比率を算出している設問があります。

(1) 就学前児童の保護者調査の主な集計結果

① 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況と利用意向

現在利用している事業は、「保育所（認可保育所）」が 34.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が 21.4%、「幼稚園の預かり保育」が 13.3%と続いています。

今後利用したい事業は、「保育所（認可保育所）」と「幼稚園」がそれぞれ約半数が希望し、上位 2つとなっており、次いで「認定こども園」が 34.5%と続いています。

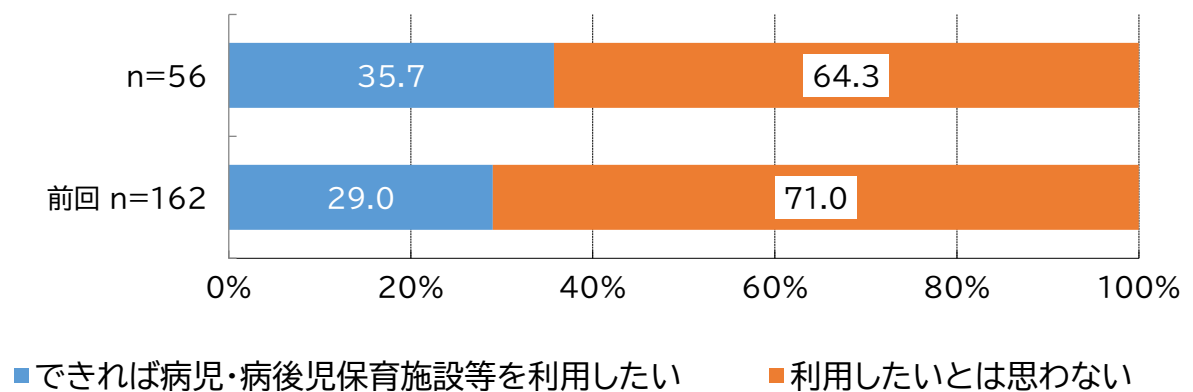


※無回答（%）を除いて集計。複数回答。

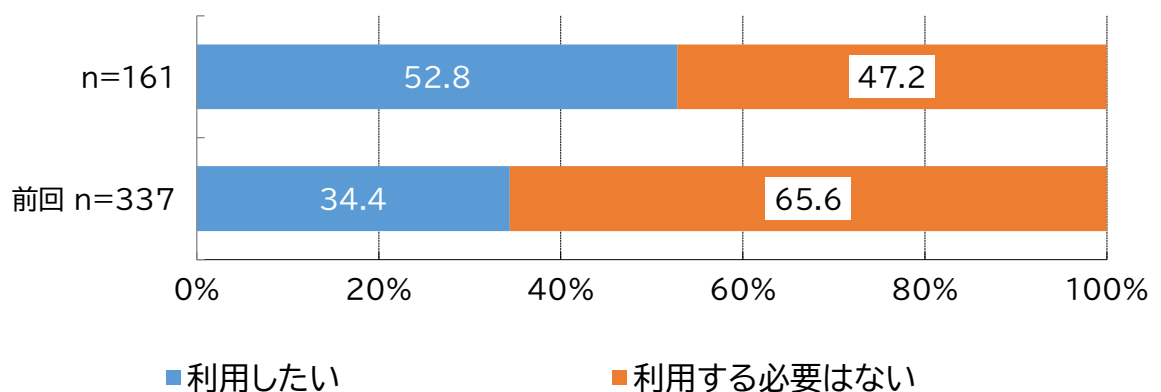
②病児保育や一時預かりの利用意向

病児・病後児保育、一時預かりともに、前回調査と比べて「利用したい」との回答率が上昇しています。なお、調査の回答者について、前回調査と比べて未就園児の保護者の比率(6.1%→23.1%)が上昇しており、それが一時預かりの利用希望の上昇の一因と考えられます。

〈病児・病後児保育の利用意向〉

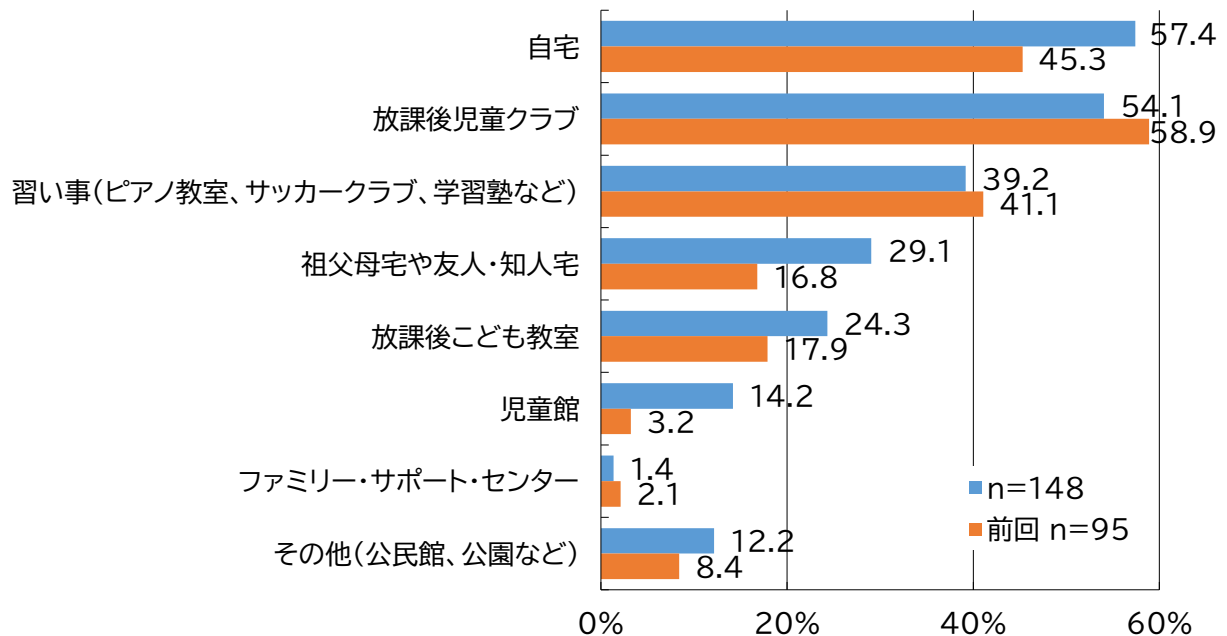


〈私用、親の通院、不定期な就労等の目的での、一時預かりの利用意向〉



③小学校就学後における放課後の過ごし方の意向

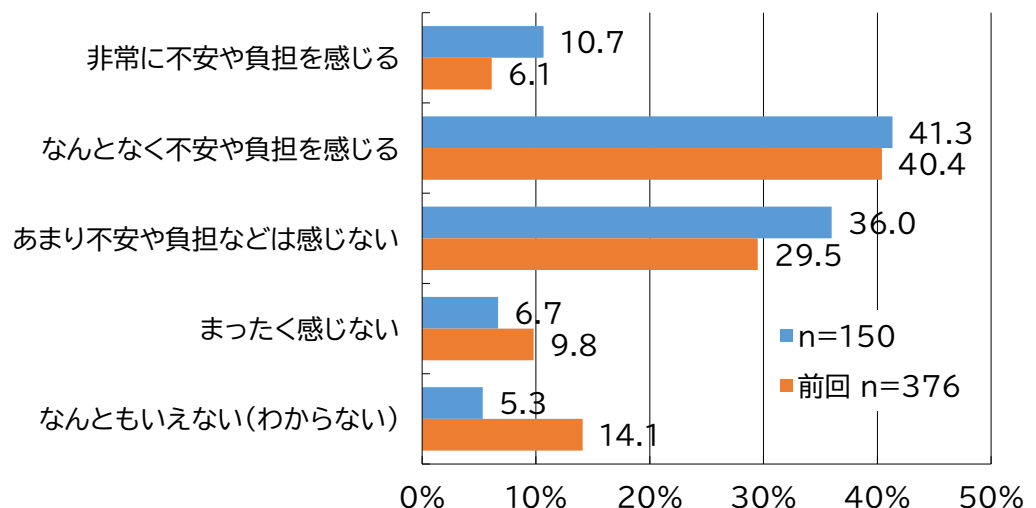
小学校就学後の低学年（１～３年生）時における放課後の過ごし方は、前回調査と比べて「自宅」や「祖父母宅や友人・知人宅」の回答率が上昇しています。また、「放課後子ども教室」の回答率が上昇している一方、「放課後児童クラブ」の回答率には大きな変化は見られません。



※無回答（％）を除いて集計。複数回答。
 ※前回調査は、６年生の保護者のみ回答

④子育ての不安感や負担感

子育ての不安感や負担感は、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた割合が 52.0%となっており、前回調査（46.5%）から上昇しています。

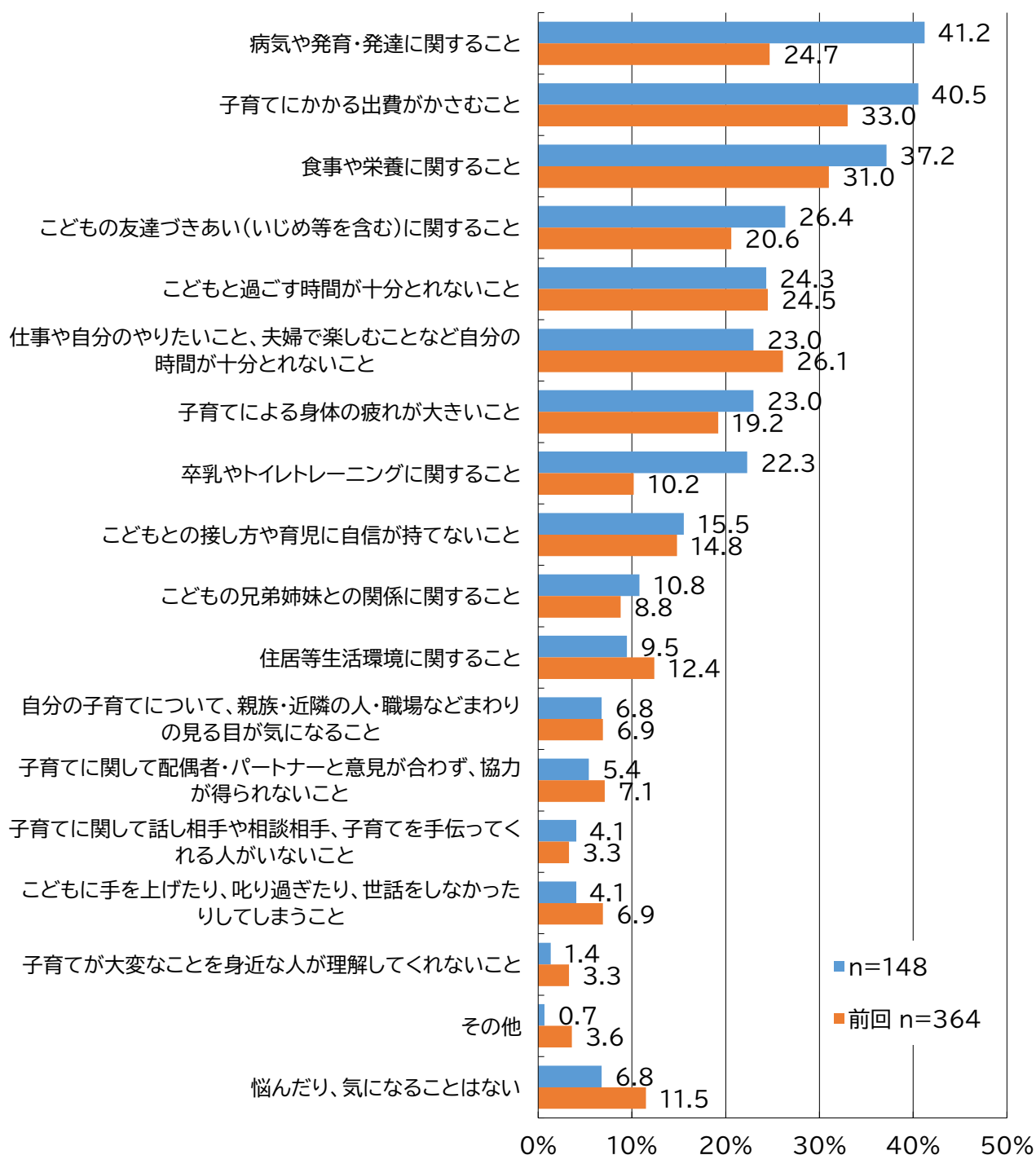


※無回答（％）を除いて集計

⑤子育てに関して、日ごろ悩んでいること、または気になること

子育てに関する悩みや気になることは、「病気や発育・発達に関すること」、「子育てにかかる出費がかさむこと」、「食事や栄養に関すること」が上位3つとなっています。

上位の回答は、いずれも前回調査と比べて回答率が上昇しており、特に「病気や発育・発達に関すること」の上昇（24.7%→41.2%）が顕著です。

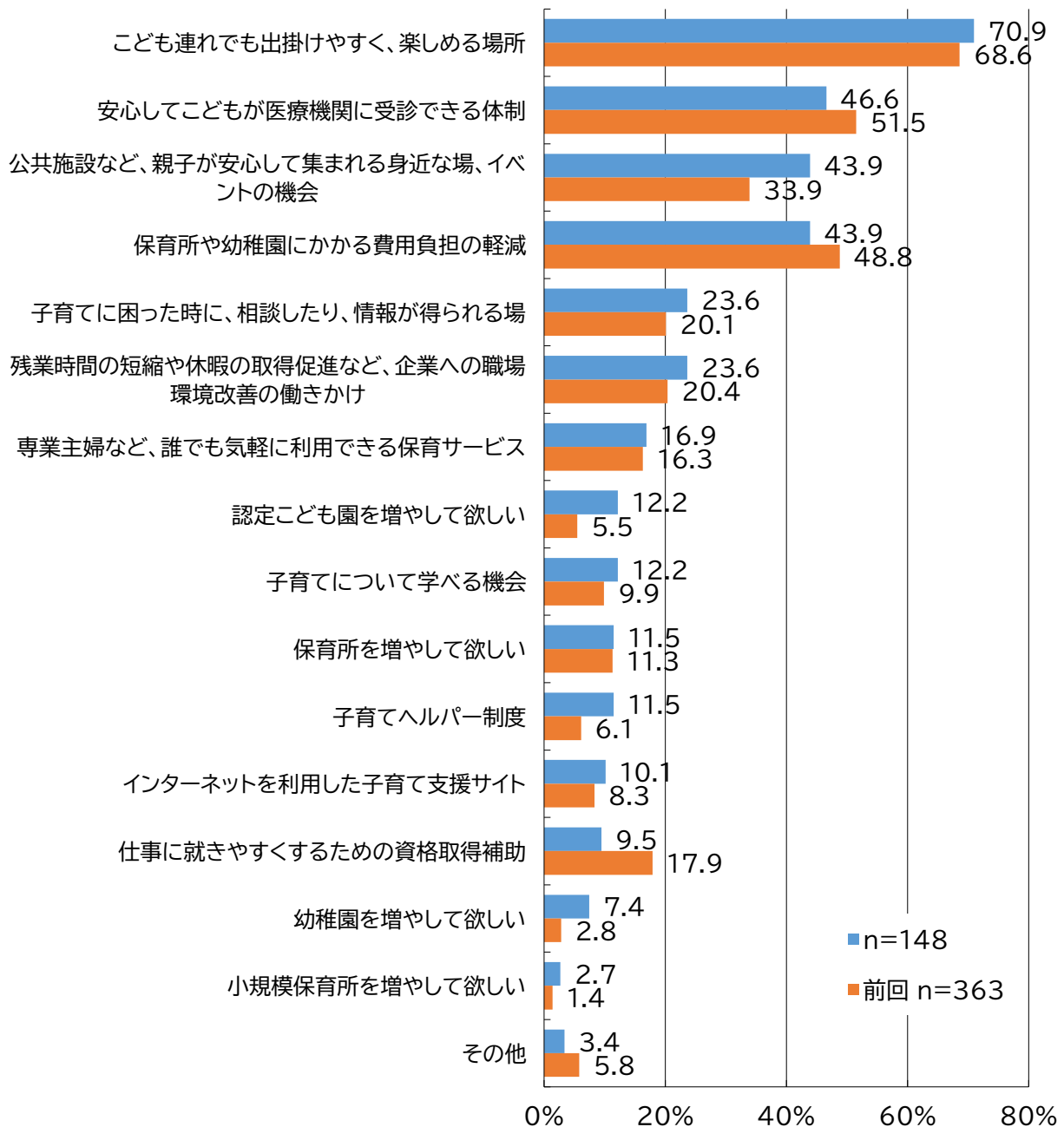


※無回答（%）を除いて集計。複数回答。

⑥子育て支援の充実を図ってほしいと期待すること

子育て支援の充実を図ってほしいと期待することは、「こども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所」が70.9%と最も高く、次いで「安心してこどもが医療機関に受診できる体制」が46.6%、「公共施設など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会」と「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」が43.9%と続いています。

前回調査と比べて、「公共施設など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会」の回答率が上昇（33.9%→43.9%）しています。



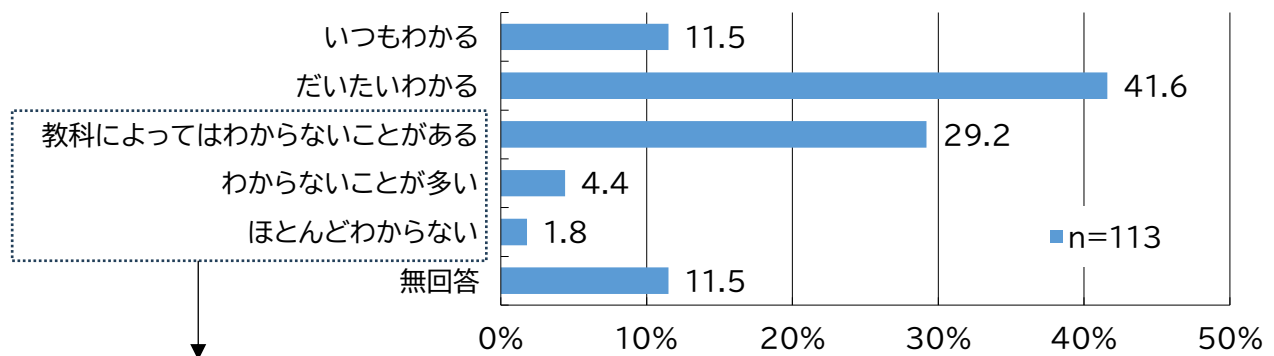
※無回答（%）を除いて集計

(2) 小学5年生調査の主な集計結果

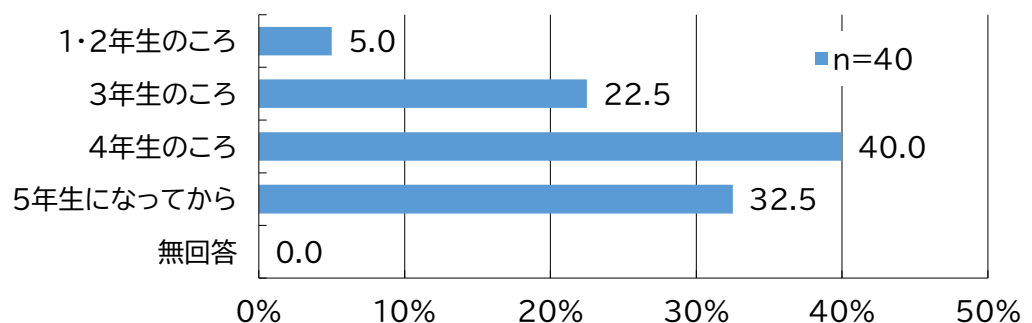
①学校の授業について

学校の授業について、「教科によってはわからないことがある」、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」を合わせた割合は 35.4%となっています。その回答者に授業がわからなくなった時期を聞いたところ、「4年生のころ」が 40.0%と最も高く、次いで「5年生になってから」が 32.5%と続いています。

〈授業がわからないこと〉



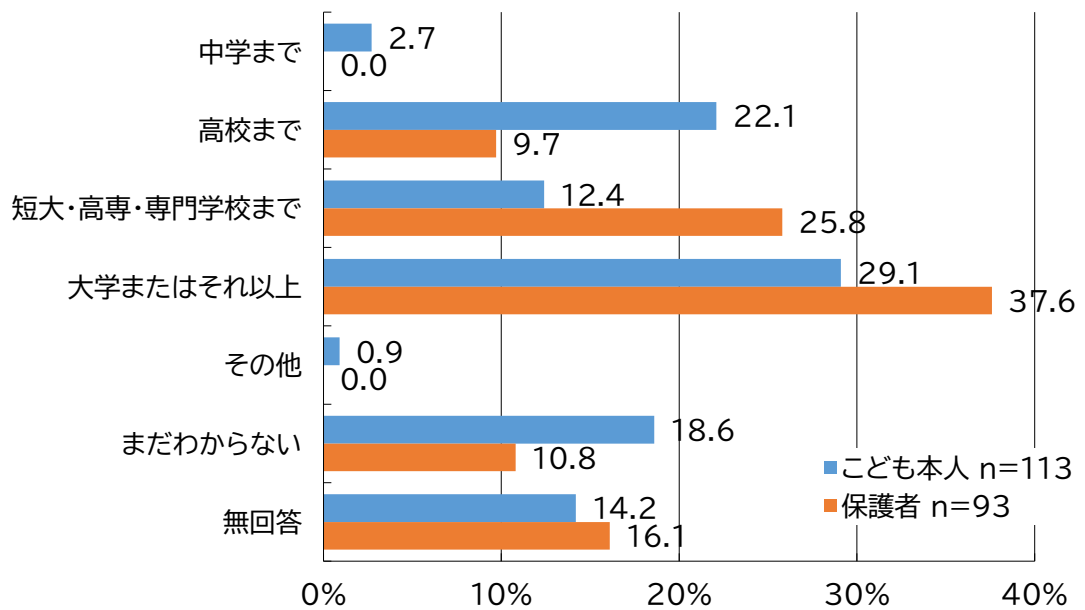
〈授業がわからなくなった時期〉



②将来の進学について

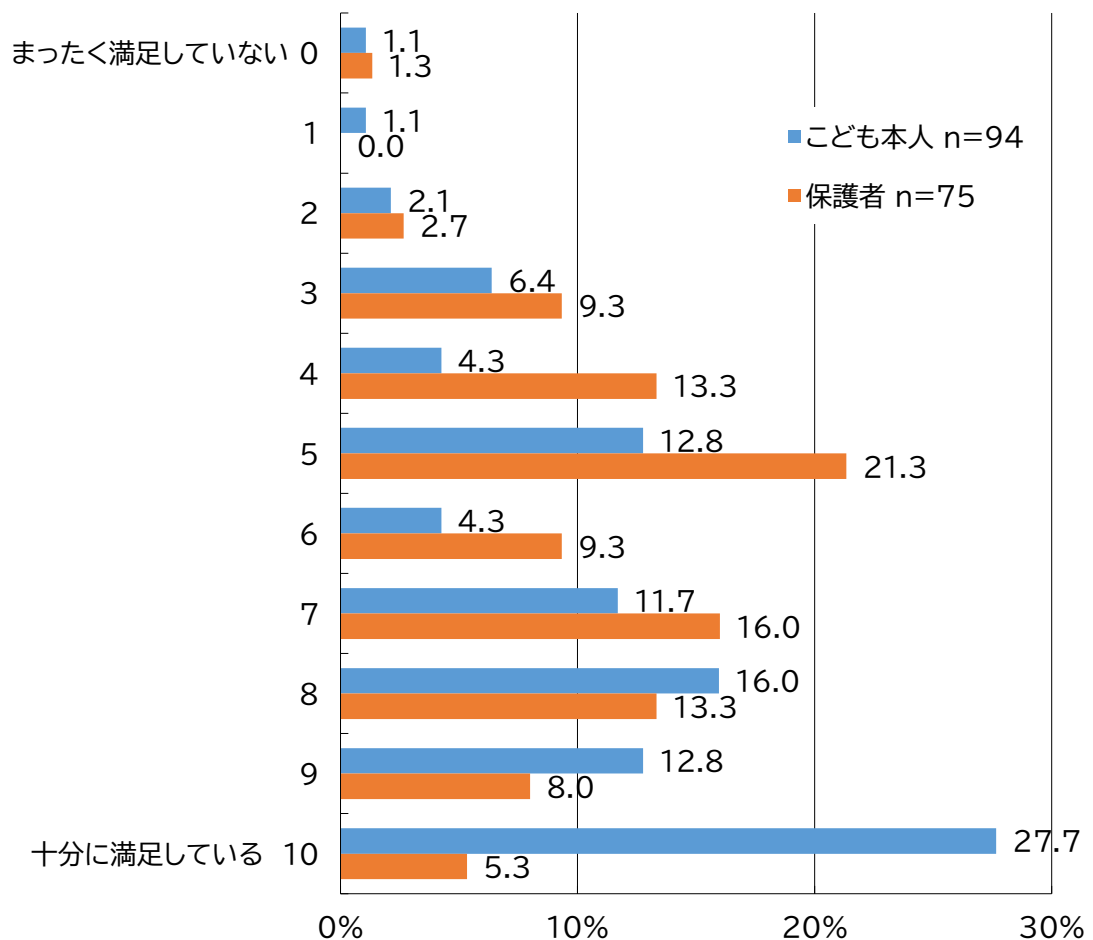
将来の進学について、小学5年生のこども本人は「大学またはそれ以上」が 29.1%と最も高く、次いで「高校まで」が 22.1%と続いています。

一方、小学5年生の保護者が考えるこどもの将来の進学は、「大学またはそれ以上」が 37.6%と最も高く、次いで「短大・高専・専門学校まで」が 25.8%と続いており、本人と保護者で回答率に差が見られます。



③最近の生活の満足度（0～10段階の評価）について

最近の生活の満足度は、小学5年生の子ども本人は「10：十分に満足している」が27.7%と最も高く、一方、小学5年生の保護者は「5」が21.3%と最も高くなっています。

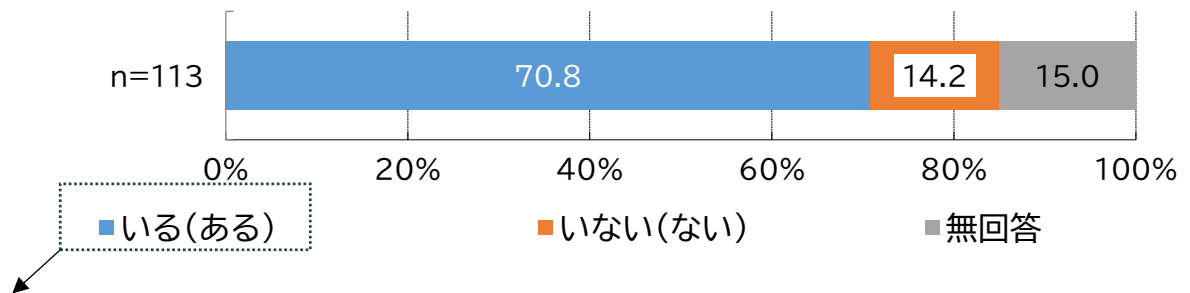


④自分の気持ちや考えを素直に話することができる相手（場所）について

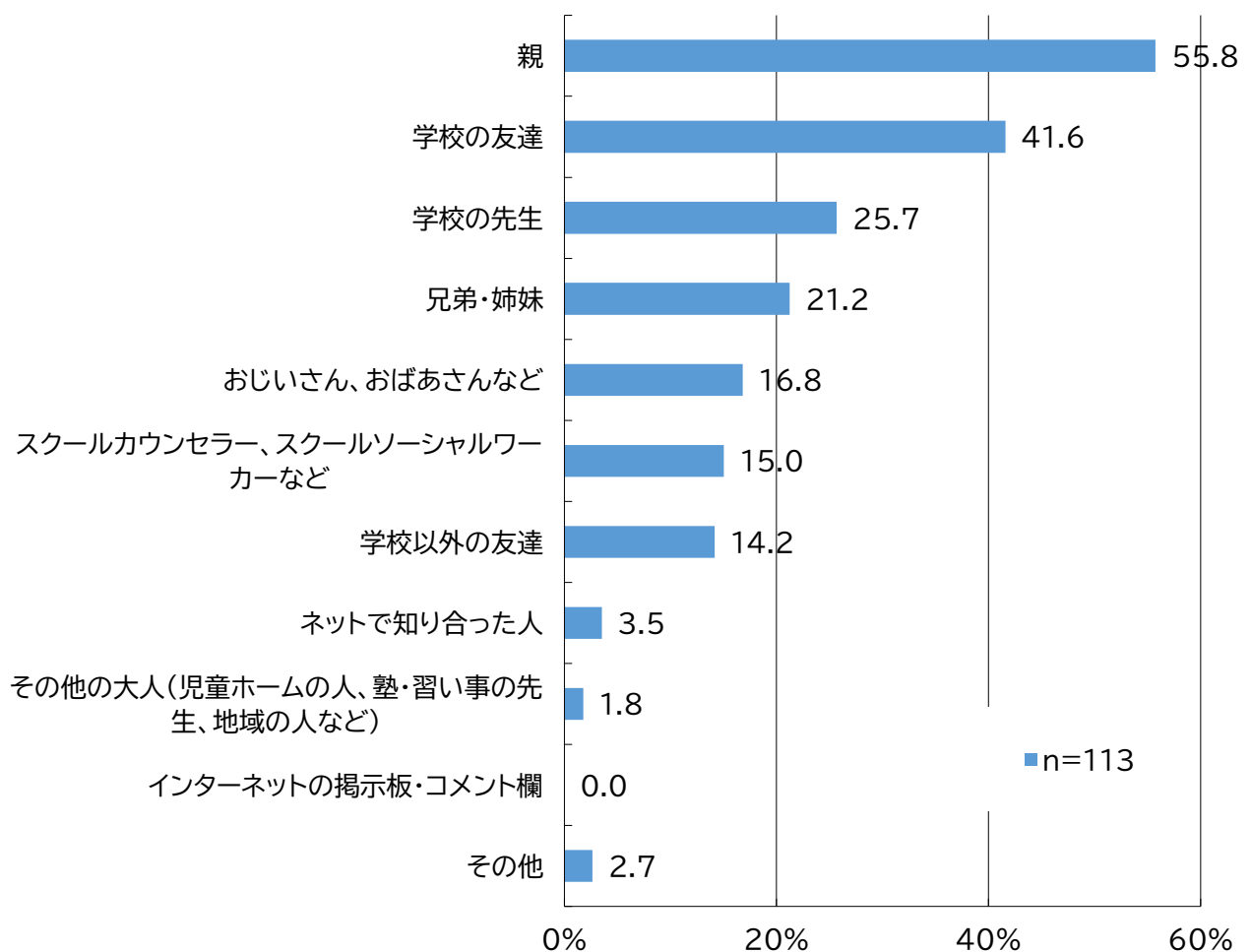
自分の気持ちや考えを素直に話することができる相手（場所）について、「いる（ある）」が70.8%、「いない（ない）」が14.2%となっています。

「いる（ある）」場合の相手や場所は、「親」が55.8%と最も高く、次いで「学校の友達」が41.6%、「学校の先生」が25.7%と続いています。

〈自分の気持ちや考えを素直に話することができる相手（場所）の有無〉



〈その相手（場所）〉

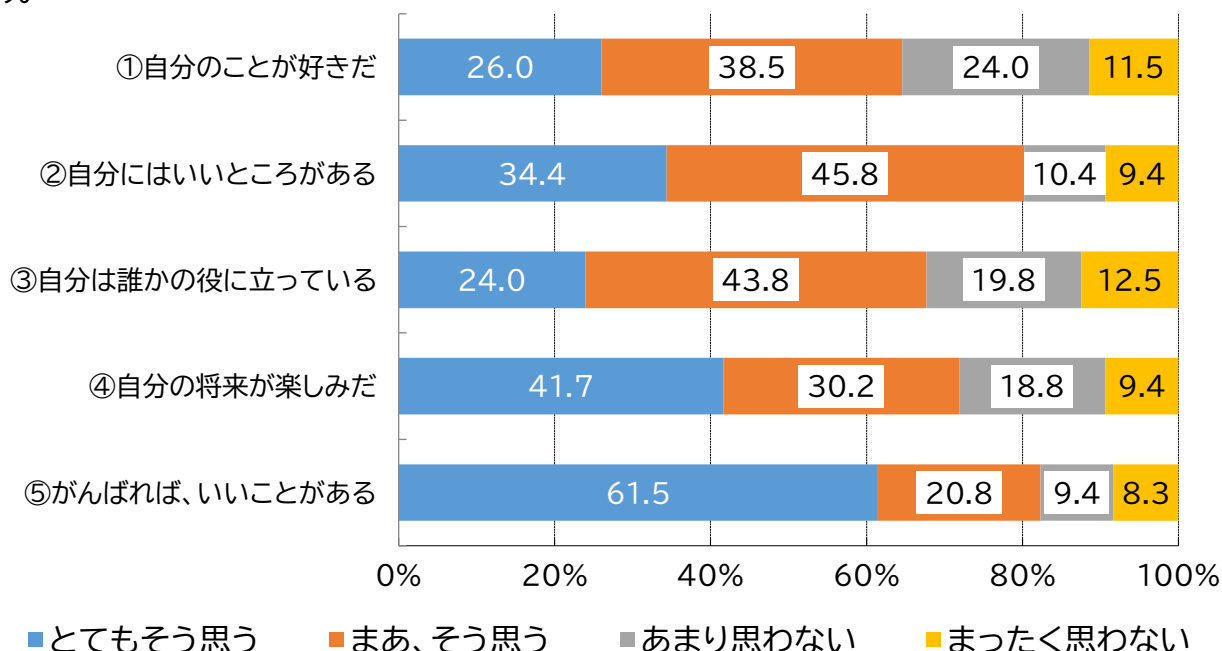


※複数回答

⑤自己肯定感について

“①自分のことが好きだ”ということについては、「とてもそう思う」と「まあ、そう思う」を合わせた割合が 64.5%となっています。また、“④自分の将来が楽しみだ”ということについては、同割合が 71.9%となっています。

n=96



※無回答 (%) を除いて集計

〈“④自分の将来が楽しみだ” 現在の暮らしの状況別等〉※1

“④自分の将来が楽しみだ”ということについて、保護者が回答した“現在の暮らしの状況”別で見ると、保護者が“苦しい・大変苦しい”と回答している場合は、そのこどもの半数（50.0%）が「あまり思わない」、「まったく思わない」と回答しています。

また、家庭の等価可処分所得※2 が 318 万円未満の場合も同様に、そのこどもの半数（50.0%）が「あまり思わない」、「まったく思わない」と回答しています。

		回答者数	とてもそう思う	まあ、そう思う	あまり思わない	まったく思わない
現在の暮らしの状況	全体	42	38.1%	31.0%	21.4%	9.5%
	大変ゆとりがある・ゆとりがある	4	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%
	ふつう	26	42.4%	34.6%	19.2%	3.8%
	苦しい・大変苦しい	12	25.0%	25.0%	33.3%	16.7%
等価可処分所得	318万円未満	10	40.0%	10.0%	30.0%	20.0%
	318万円以上	14	21.4%	50.0%	14.3%	14.3%

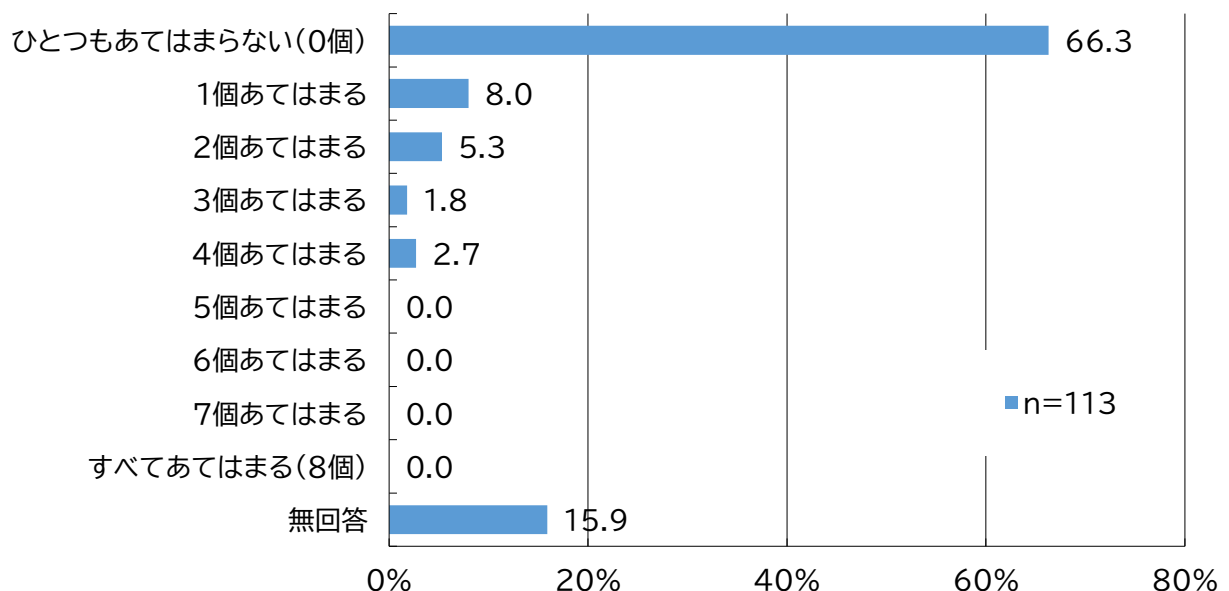
※1 小学5年生本人とその保護者の回答結果をリンクさせて集計

※2 等価可処分所得は、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことで、318 万円は等価可処分所得の中央値

⑥こどもの人権侵害等について

次のa～hの項目に関する該当状況を見ると、「1個あてはまる」が8.0%、「2個あてはまる」が5.3%、「3個あてはまる」が1.8%、「4個あてはまる」が2.7%となっています。

- a 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
- b 一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
- c 家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
- d 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- e 両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
- f 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある
- g 一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
- h 一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる



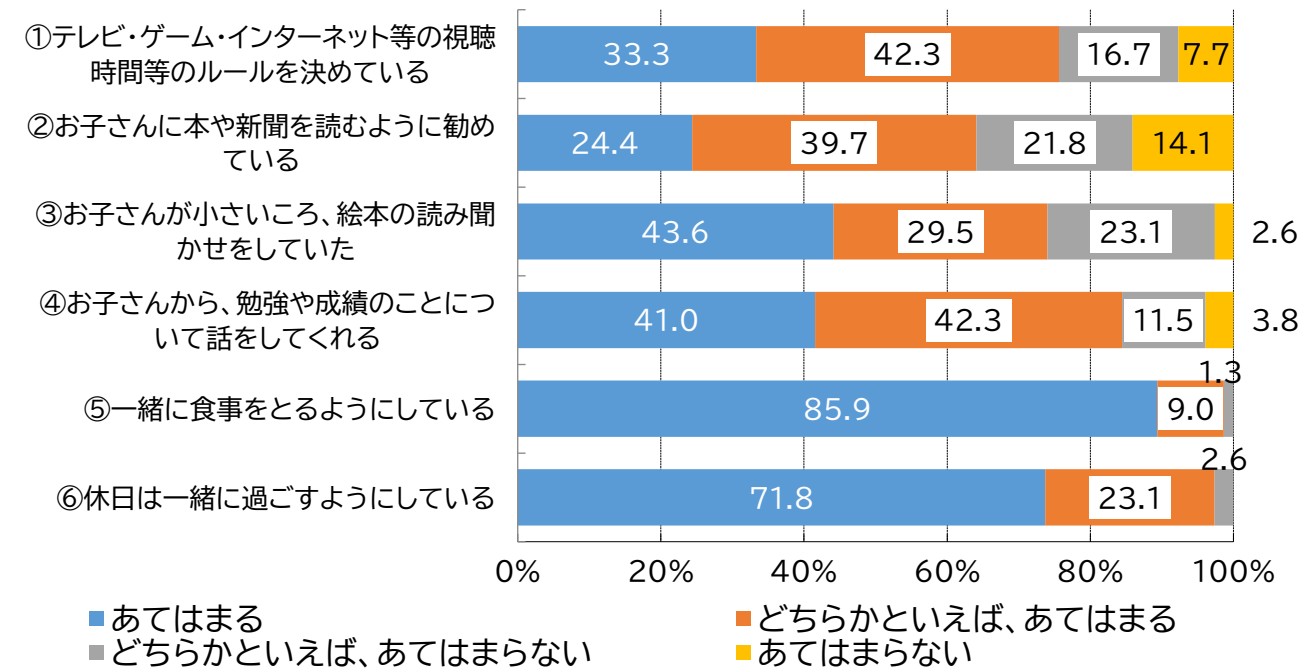
(3) 小学5年生の保護者調査の主な集計結果

①こどもとの関わり方について

「あてはまる」という割合は、“⑤一緒に食事をするようにしている”が85.9%と最も高く、次いで“⑥休日は一緒に過ごすようにしている”が71.8%と続いています。

その他の項目は、“①テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている”が33.3%、“②お子さんに本や新聞を読むように勧めている”が24.4%、“③お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた”が43.6%、“④お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる”が41.0%となっています。

n=78

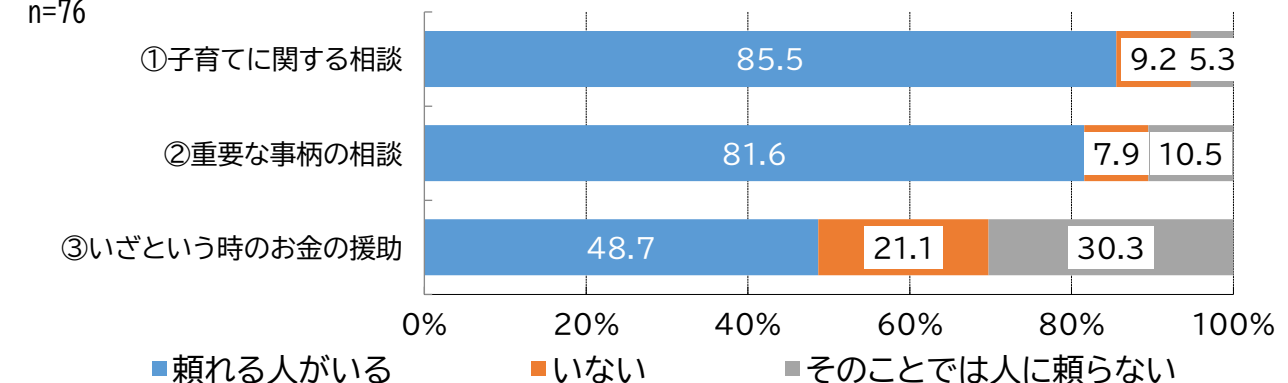


※無回答(%)を除いて集計

②頼れる人の有無

「いない」という割合は、“①子育てに関する相談”が9.2%、“②重要な事柄の相談”が7.9%、“③いざという時のお金の援助”が21.1%となっています。

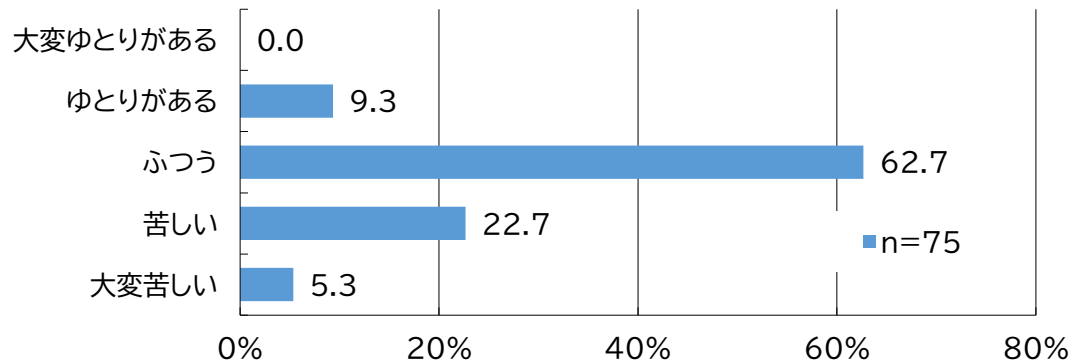
n=76



※無回答(%)を除いて集計

③現在の暮らしの状況

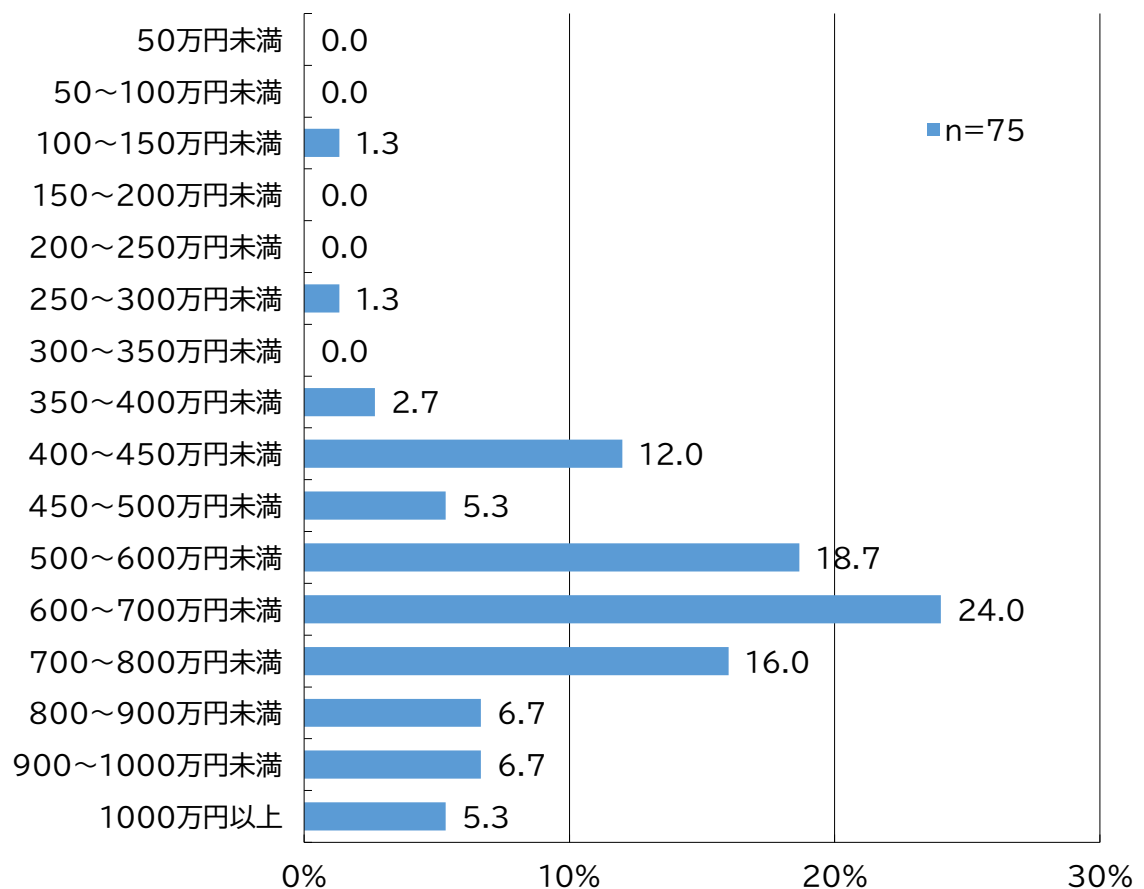
「ふつう」が 62.7%と最も高く、次いで「苦しい」が 22.7%と続いています。



※無回答 (%) を除いて集計

④世帯全体のおおよその年間収入 (税込)

「600～700 万円未満」が 24.0%と最も高く、約 6 割 (58.7%) が 500～800 万円未満に集中しています。

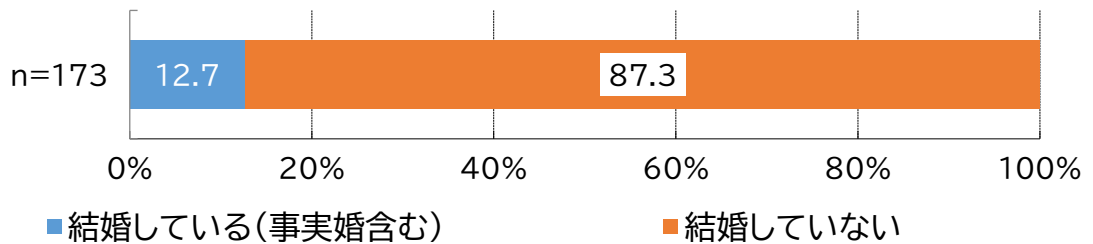


※無回答 (%) を除いて集計

(4) 15～29 歳の町民調査の主な集計結果

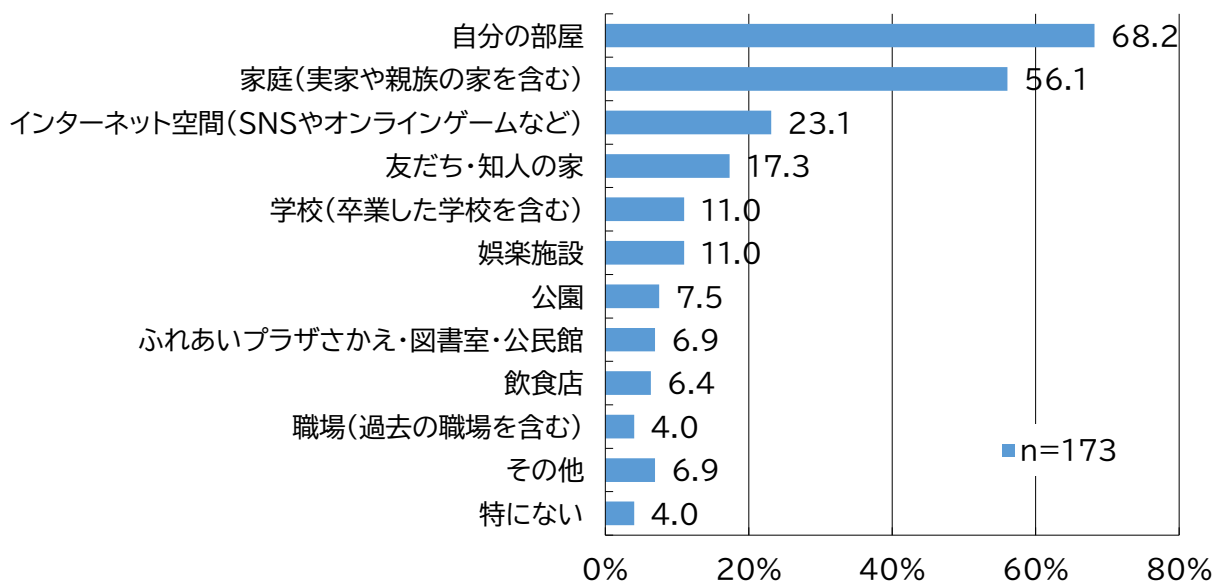
①結婚の有無

「結婚している（事実婚含む）」が 12.7%、「結婚していない」が 87.3%となっています。



②日常的にほっとできる、居心地のよい場所

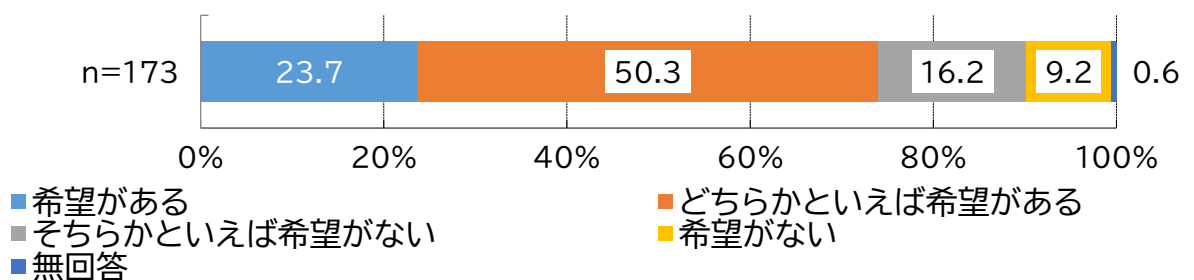
「自分の部屋」が 68.2%と最も高く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」が 56.1%、「インターネット空間（SNS やオンラインゲームなど）」が 23.1%と続いています。



※複数回答

③自分の将来について明るい希望を持っているか

「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」を合わせた割合が 74.0%となっています。

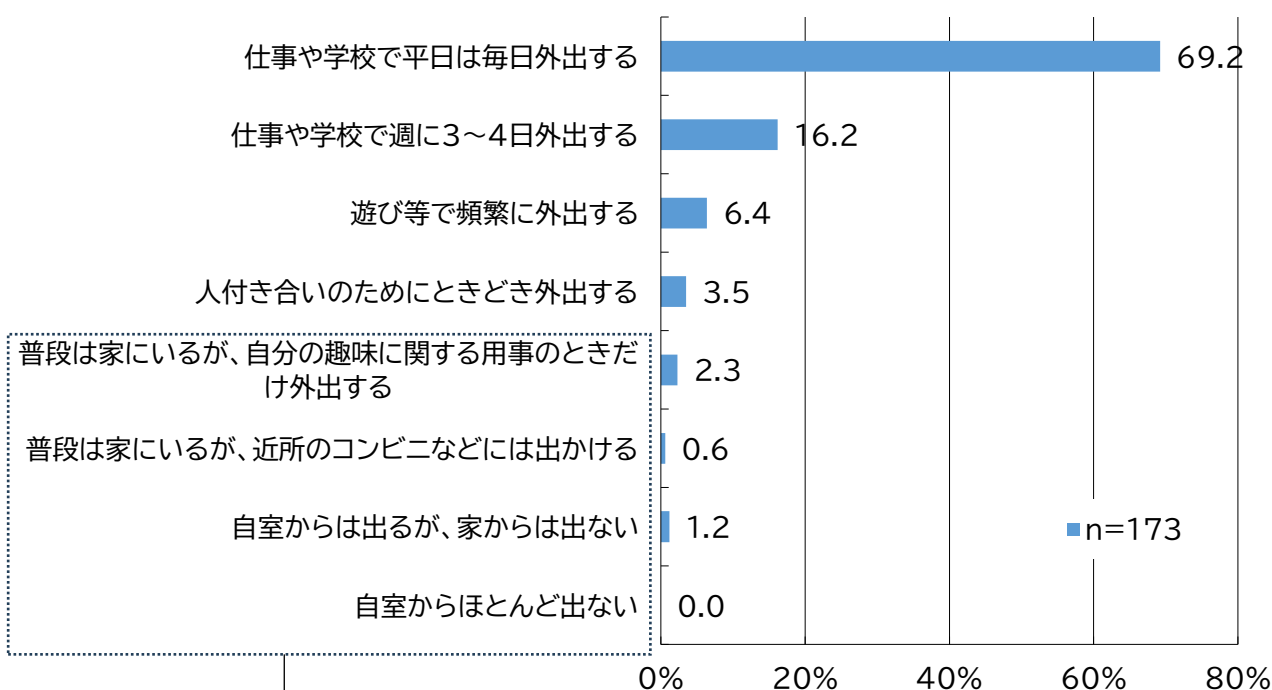


④ふだんの外出の状況（ひきこもりの状況）

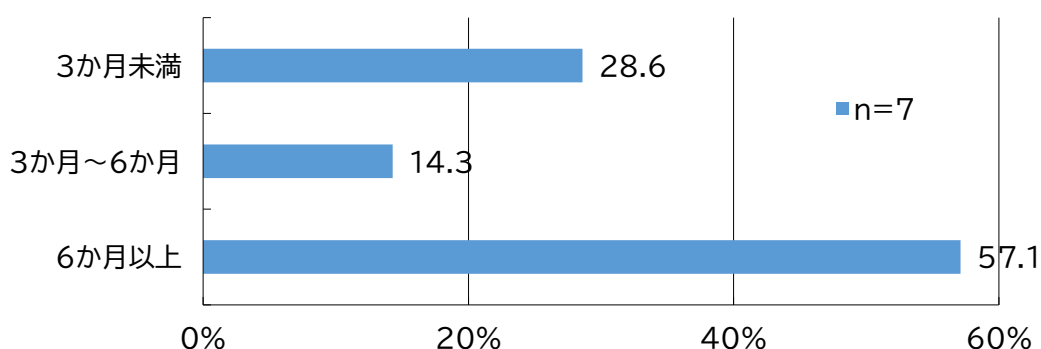
「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が2.3%、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が0.6%、「自室からは出るが、家からは出ない」が1.2%となっており、これらを合わせた割合は4.1%となっています。

また、以上の回答をした方に外出状況が現在の状態となつてからの期間を聞いたところ、「6か月以上」が57.1%となっています。

〈外出の状況〉

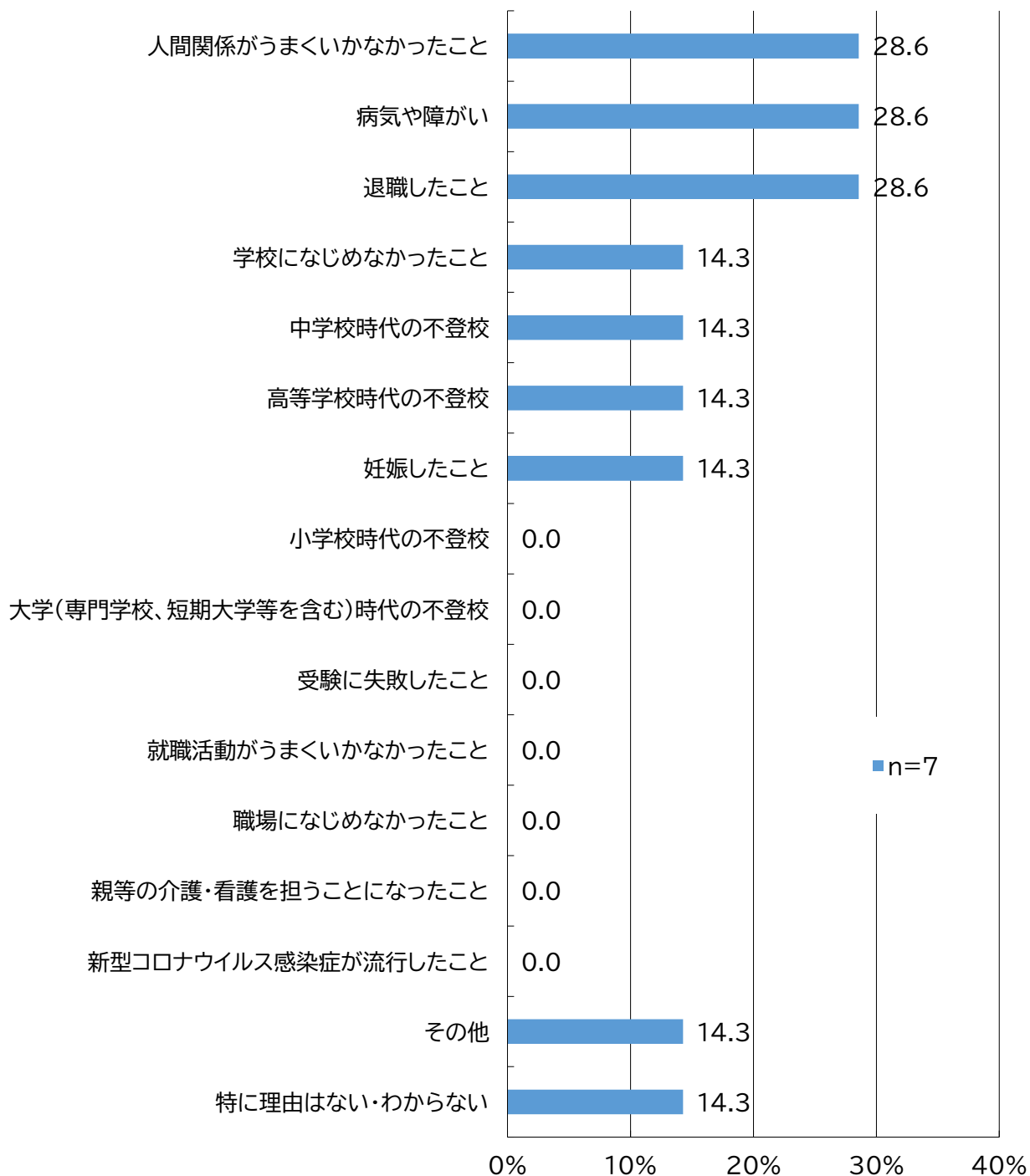


〈外出状況が現在の状態となつてからの期間〉



さらに、以上の回答をした方に外出状況が現在の状態となった理由を聞いたところ、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気や障がい」、「退職したこと」などがあがっています。

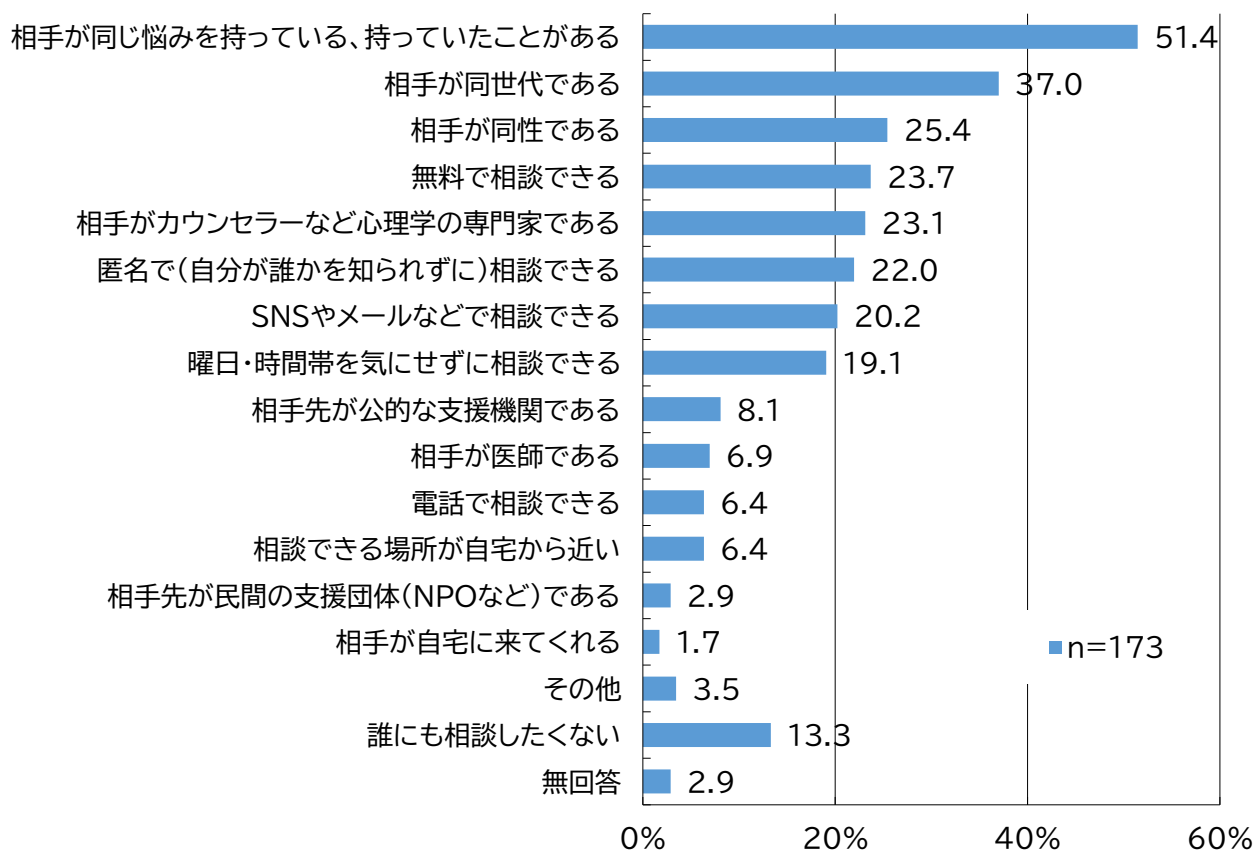
〈外出状況が現在の状態となった理由〉



※複数回答

⑤悩みや困りごとを抱えたとき、家族や知り合い以外に相談したいと思う条件

「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が51.4%と最も高く、次いで「相手が同世代です」が37.0%、「相手が同性である」が25.4%と続いています。

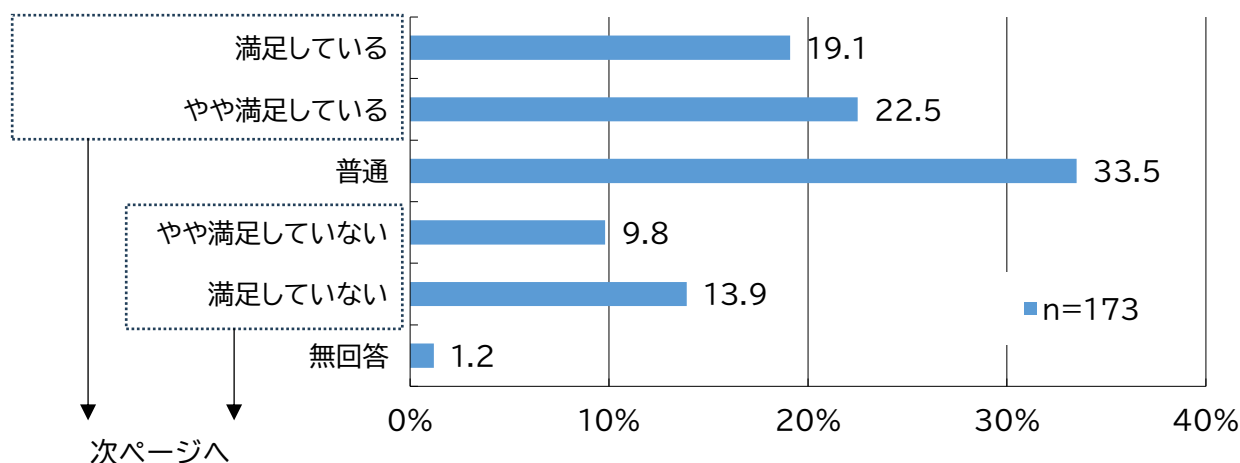


※複数回答

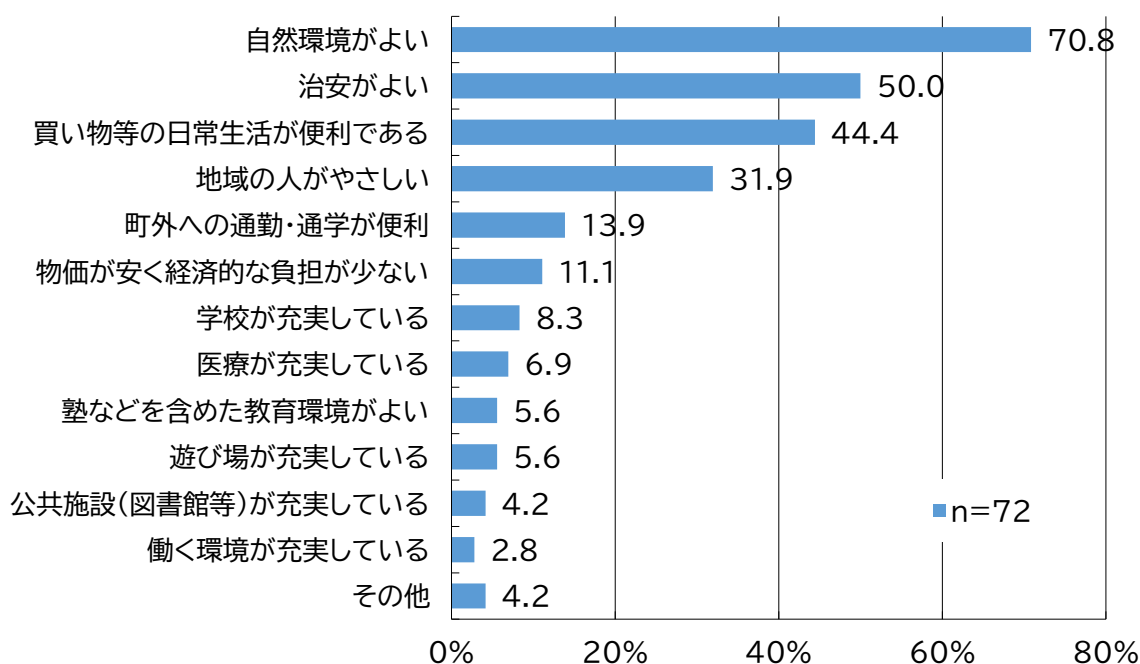
⑥栄町での生活について

「満足している」と「やや満足している」を合わせた肯定的な評価が41.6%となっており、「やや満足していない」、「満足していない」という否定的な評価(23.7%)を上回っています。

肯定的な評価の理由は「自然環境がよい」「治安がよい」「買い物等の日常生活が便利である」、否定的な評価は「町外への通勤・通学が不便」「買い物等の日常生活が不便である」「働く環境が充実していない」がそれぞれ上位3つです。

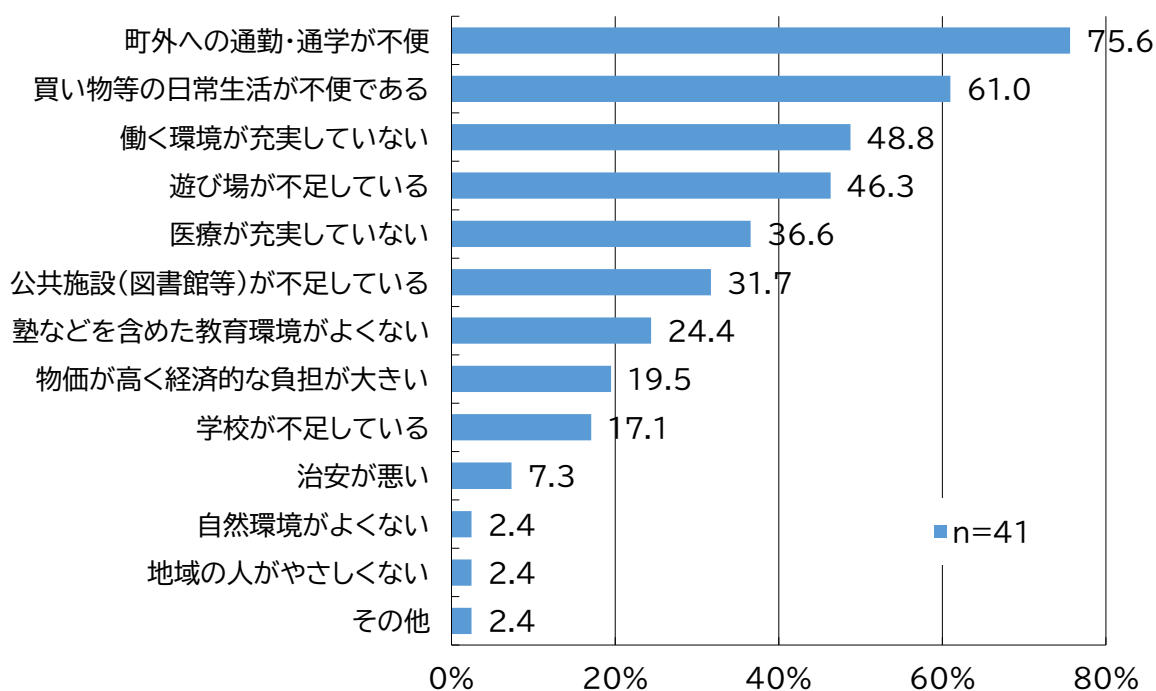


〈肯定的な評価（満足している・やや満足している）の理由〉



※複数回答

〈否定的な評価（やや満足していない・満足していない）の理由〉

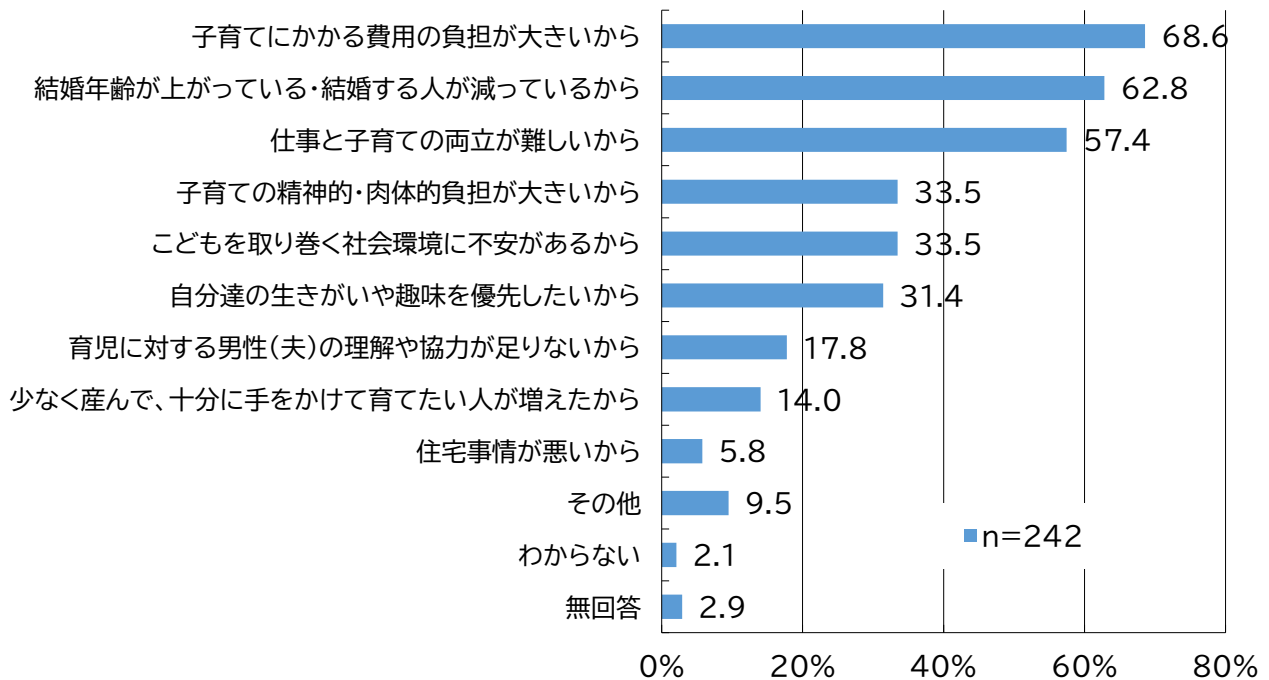


※複数回答

(5) 30～65 歳の町民調査の主な集計結果

①少子化が進行している理由

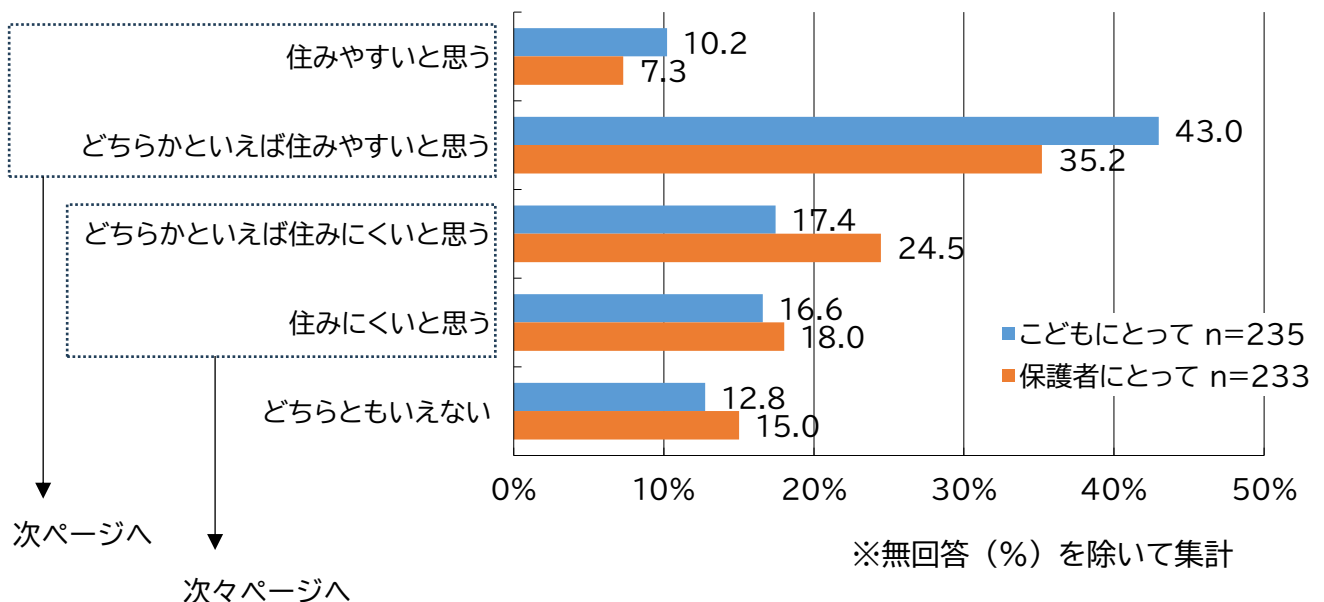
「子育てにかかる費用の負担が大きいから」が 68.6%、「結婚年齢が上がっている・結婚する人が減っているから」が 62.8%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が 57.4%と、これらが上位 3 つとなっています。



※複数回答

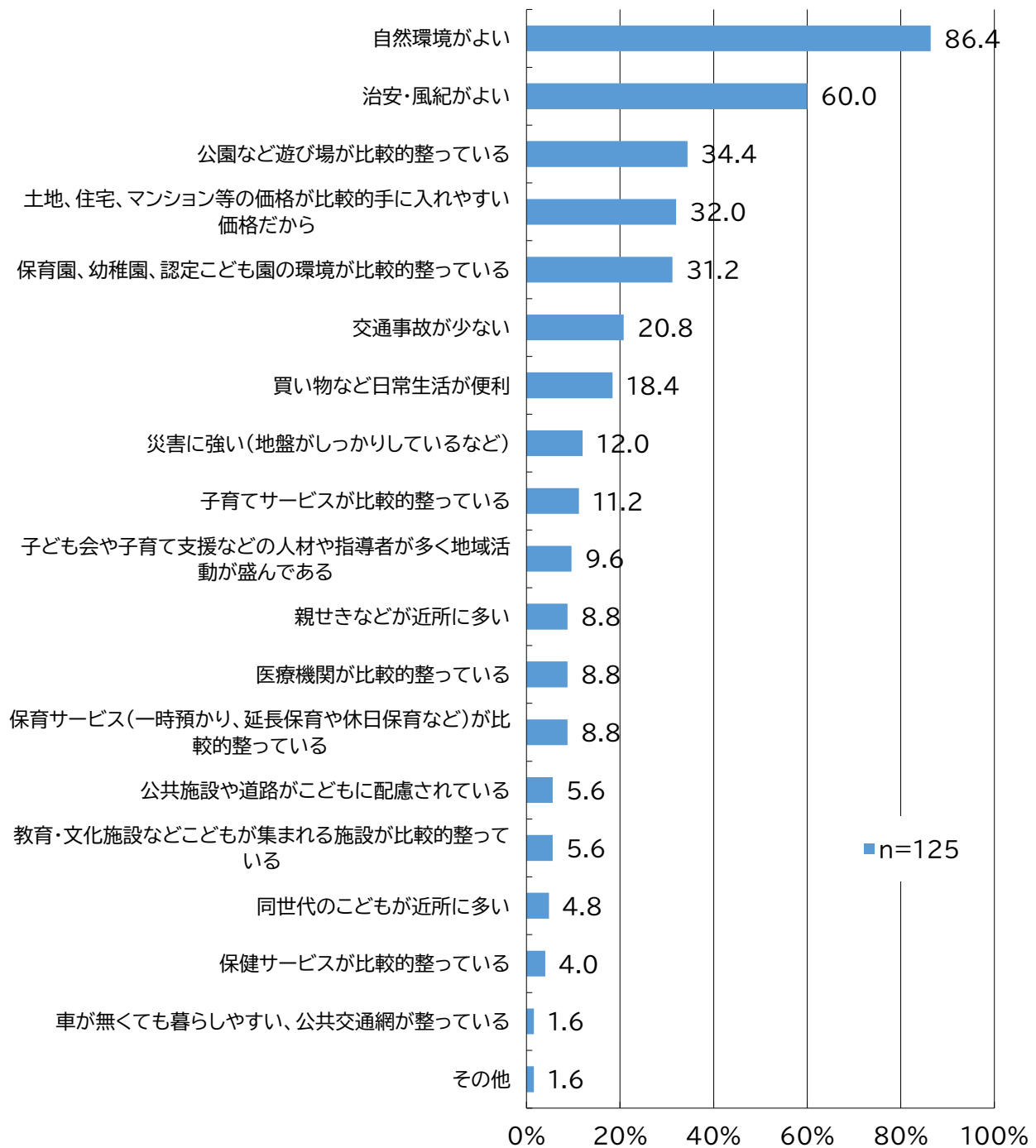
②栄町の住みやすさについて

こどもにとっての住みやすさは、「住みやすいと思う」と「どちらかといえば住みやすいと思う」を合わせた肯定的な評価が 53.2%であるのに対して、保護者にとっての住みやすさは、同割合が 42.5%となっています。



子どもにとって住みやすいと思う肯定的な評価の主な理由は、「自然環境がよい」、「治安・風紀がよい」、「公園など遊び場が比較的整っている」が上位3つです。

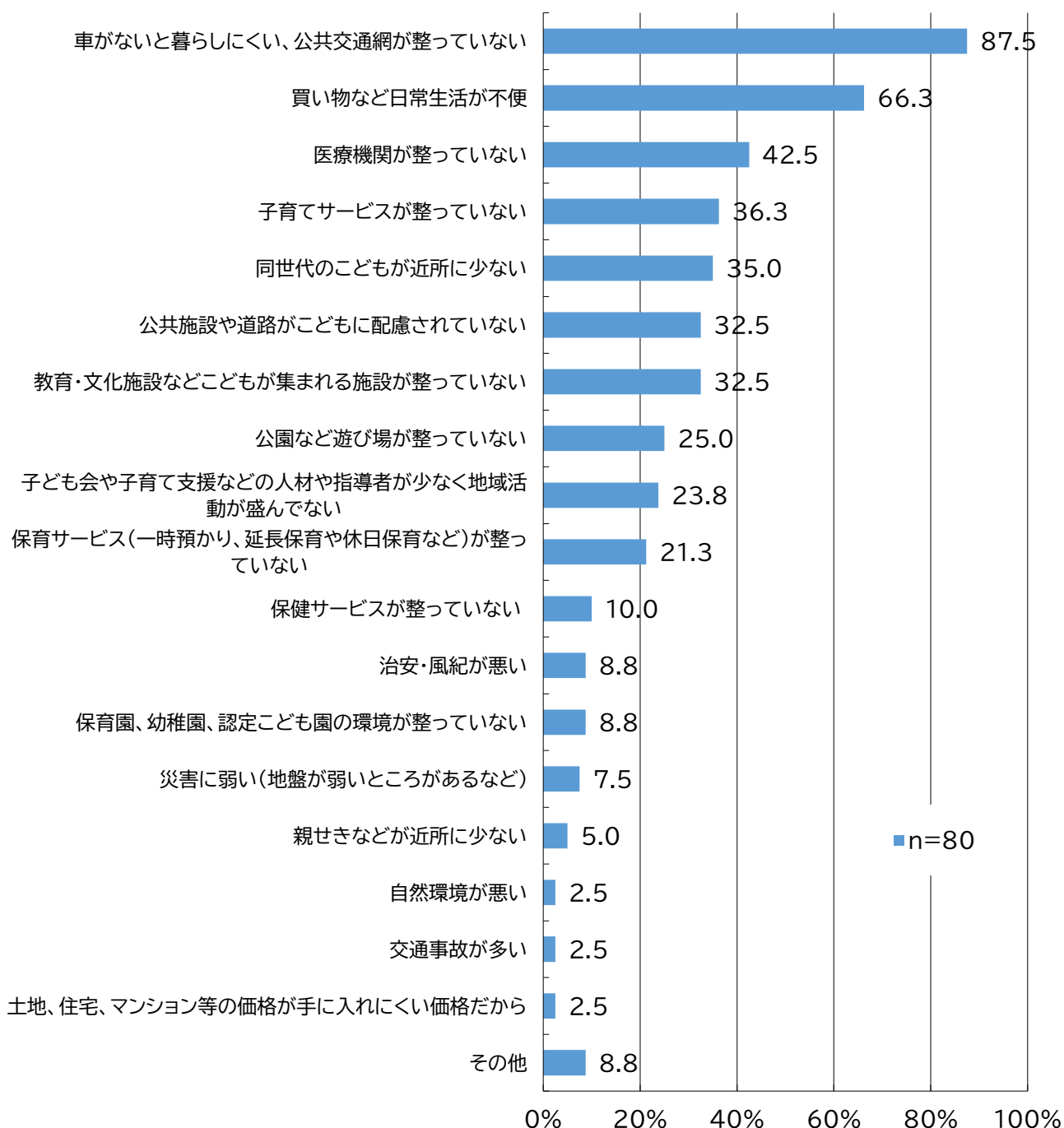
〈子どもにとって住みやすいと思う主な理由〉



※複数回答

子どもにとって住みにくいと思う否定的な評価の主な理由は、「車がないと暮らしにくい、公共交通網が整っていない」、「買い物など日常生活が不便」、「医療機関が整っていない」が上位3つです。

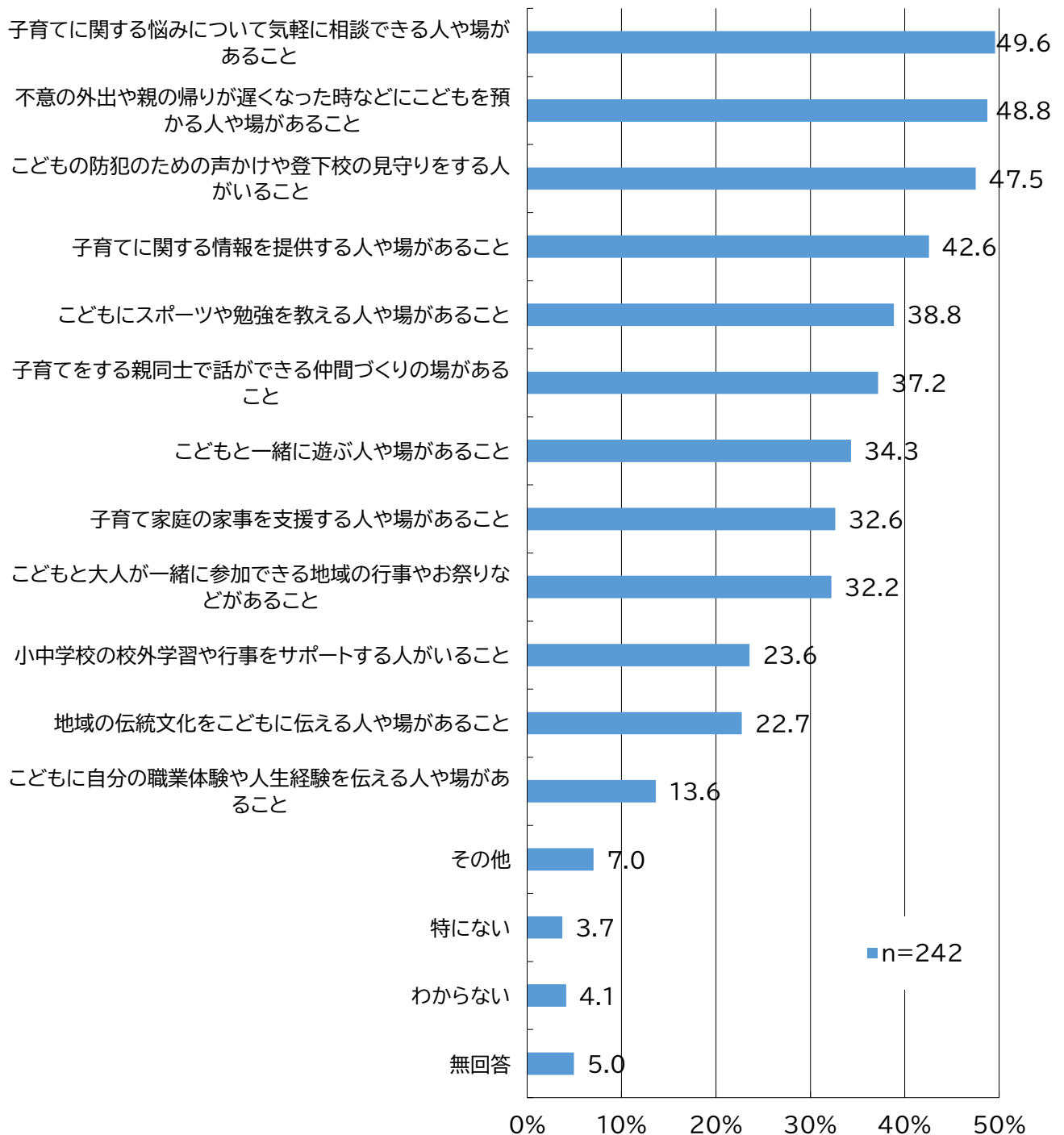
〈子どもにとって住みにくいと思う主な理由〉



※複数回答

③地域で子育てを支えるために重要だと思うこと

「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などにこどもを預かる人や場があること」、「こどもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」、これらが上位3つとなっています。

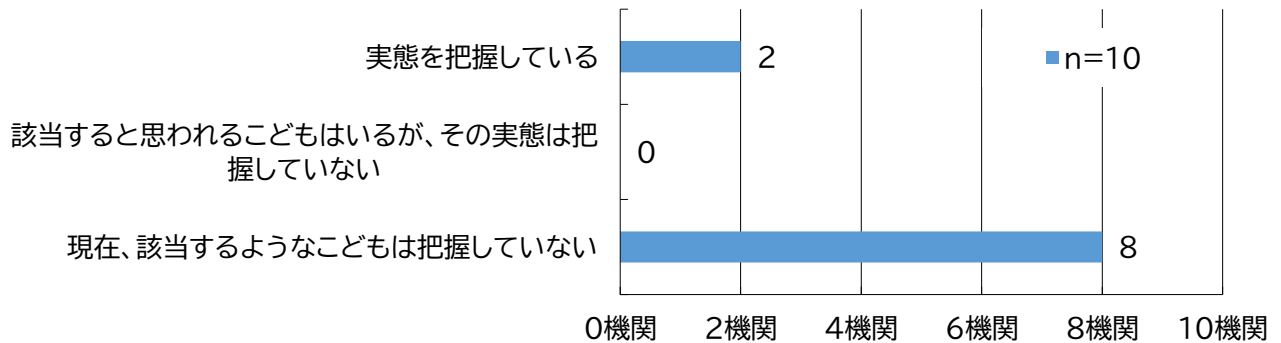


※複数回答

(6) ヤングケアラー関係機関調査の主な結果

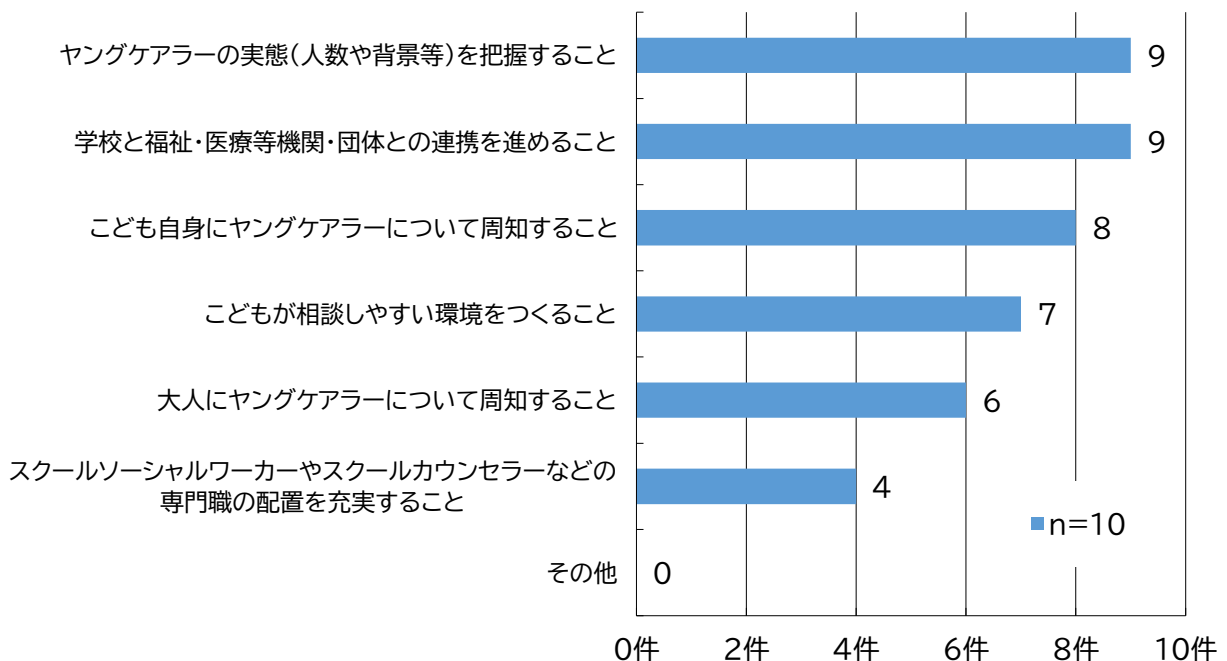
①ヤングケアラーと思われるこどもの実態把握について

回答した機関における活動や取組の中で、ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握している機関は2つの機関（小学校及び地域包括支援センター）です。



②ヤングケアラーを支援するために、栄町が今後取り組むべきこと

様々な取組があげられており、中でも「ヤングケアラーの実態（人数や背景等）を把握すること」や「学校と福祉・医療等機関・団体との連携を進めること」、「こども自身にヤングケアラーについて周知すること」、これらが上位3つとなっています。



※複数回答

(7) ニーズ調査等の結果に基づく課題

①こどもの人権の擁護

小学5年生の調査では、こどもの人権侵害に該当する項目に「人権侵害がある」と回答したこどもの割合が、全国平均よりは低いものの、一定数確認できました。

また、ヤングケアラーなどの困難を抱えるこども・若者については、学校や介護事業所などの関係機関への調査で把握できたことから、「ヤングケアラー」について周囲や本人が自覚できるように周知するなど、相談支援をはじめとする必要な支援を行う体制づくりが課題であることと、こどもが権利の主体であるという意識の町民全体での共有とともに、いじめ、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を地域に浸透させる取組が求められます。

②多様なニーズに対応した子育て支援事業の充実

女性の就業率は、特に30歳代前半から40歳代前半にかけて全国や千葉県の平均よりも高くなっており、就学前児童の保護者調査では前回調査と比較すると、病児・病後児保育の希望率とともに、一時預かりの希望率の上昇があります。

また、少子化が進行している理由として「子育てにかかる費用負担が大きいこと」が意見としてあがっています。子育て世帯への経済的支援とともに、子育て期において保護者の共働き・共育てをさらに推進していくためには、0歳～2歳までの保育ニーズに対応できる体制を整備していくことや、子育ての不安感や負担感を軽減できるよう就労の有無に関わらない多様なニーズに対応した子育て支援事業の充実が求められます。

③こどもや親子の居場所づくり

30歳以上の町民調査では、地域で子育てを支えるために重要だと思うことの上位に、「子育ての悩みについて気軽に相談できる人や場所があること」や「不意の外出や親の帰りが遅くなった時にこどもを預かる人や場所があること」があがっています。

就学前児童の保護者調査では「放課後こども教室」や「放課後児童クラブ」の希望率が上昇しており、また、「こども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所」を求める声が大きいことを踏まえつつ、こどもの年代によって求められる場所は変わっていきますが、放課後等の身近な場所でのこどもの居場所づくりは、地域の誰もが参画できて交流できる場所としての機能が求められているのではないかと考えます。

こどもの健全育成や世代間交流など、ニーズに合った様々なこどもまんなかの居場所づくりが課題です。

④子育ての不安や負担に対応する相談支援体制の強化

主に子育てを行っている人の割合は「父母ともに」が上昇しているものの、「病気や発育・発達に関すること」「子育てにかかる出費がかさむこと」「食事や栄養に関すること」など、保護者において子育ての不安感や負担感は前回調査より増えています。

窓口に行かなくても相談できるＳＮＳでの相談窓口の周知や保護者が抱える様々な悩みや困りごとに対応し、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の強化が課題です。

⑤こどもの貧困の解消、貧困の連鎖の防止

家庭の可処分所得によって、将来に対する肯定感に差が見られる状況を踏まえつつ、家庭の環境や経済状況に影響されることなく学び、成長できる環境づくりが求められます。

子育て期からの切れ目ない相談支援を、就学時には教育部門へつないで誰一人取り残さないための取組を実施する必要があります。

ひとり親家庭や貧困家庭のこどもに対する学習支援や経済的支援とともに、「自分の将来が楽しみだ」と思うこどもの割合が増えるよう、今後の進路を見据えた小中学生のキャリア教育の推進などの取組が求められます。

⑥若者を支える取組の充実

ひきこもりの本人及び家族への支援の取組とともに、就労相談など若者一人ひとりの悩みにそった支援を行う必要があります。また、各々のニーズに対応した居場所の充実が求められます。

若者が身近に働ける環境があり、生まれ育った町でいきいきと生活できるよう町での生活の満足度を上げる取組が課題です。



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本町では、少子高齢化、人口減少が進んでおり、将来にわたって持続可能なまちを実現していくためには、現在の人口構造を、若い世代の転入及び定住促進により改善するとともに、出生率を高める必要があります。

しかし、これまでの住宅や医療等の経済的支援のみでは、もはや人口減少の流れを止めることはできず、むしろ近年では、社会的価値のあり方をめぐって、経済効率性の追求のみから、SDGs（持続可能な開発目標）やウェルビーイングといった豊かさの指標が議論されるようになっていきます。

このため、本町においても「こどもまんなか社会」の実現を通し、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人々にとって、幸せを感じられるあたたかいまちをつくり、住んでみたい、住み続けたいまちを目指すこととし、結果として出生率の回復や、人口減少の緩和、高齢者福祉の向上に結びつけるものです。

「こどもまんなか社会」を実現するため、「栄町こどもまんなか」を宣言し、その実現に向けた施策に取り組む「栄町こども計画」を策定します。



栄町こども計画の基本理念

こどもの権利を守り、こどもの意見を聴き、こどもにとって最もよいことを第一に考えます。そして、未来を支えるすべてのこどもたちを町民相互に世代を超えて、すべての人々が支え育み、こどもが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」を実現します。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人々が幸せを感じられるあたたかいまちをつくり、住んでみたい、住み続けたいまちを目指します。

こどもまんなか社会の実現
～すべての町民がウェルビーイングなまち～



2 基本目標

本計画の基本目標は、次のとおりです。

（１）こども・若者の権利が守られ、成長をみんなで支えるまち

すべての町民がこども・若者、子育て支援の重要性を共有し、それぞれの役割を果たしていくための環境づくりを進めるとともに、一人ひとりのこどもの意見や個性、多様性を大切にしつつ、その育ちを支援するため、教育・保育のさらなる質の向上を目指し、教育・保育の実施主体への支援も含めた施策の推進に取り組みます。

子育て家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、地域における多様な資源や人材を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援事業やこども・若者が遊びや学び、体験、社会参画等を通じて、自分の可能性を広げることができる環境の充実を推進します。

また、こどもたちの人権が尊重され、すべてのこどもたちが町のどこかに「居場所」（安心して過ごすことができる場、自己の存在が認められる場、活躍ができる場）ができることを町として創出していく「こどもの居場所づくり」に取り組みます。

（２）きめ細かな取組が必要な家庭やこどもを支援するまち

養育支援を必要とする家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭、障がいのあるこどもがいる家庭など、きめ細かな支援が必要な家庭のこどもが健やかに成長し、将来に向けての夢や希望を持つことができるよう、誰一人取り残さないための取組を実施します。

（３）安心してこどもを産み育てられるまち

安心して、妊娠・出産することができ、ゆとりを持って健やかにこどもを育てる家庭づくりを支援し、こどもの発達や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。



3 施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

● 本計画の施策体系

<基本理念>

<基本目標>

<施 策>

こどもまんなか社会の実現
すべての町民がウェルビーイングなまち

1

こども・若者の権利が守られ、成長をみんなで支えるまち

- (1)こども・若者が権利の主体であることの普及・啓発
- (2)こども・若者の意見反映
- (3)幼児期の教育・保育・子育てニーズに対応する取組
- (4)学童期・思春期の成長を支える取組
- (5)青年期の支援

2

きめ細かな取組が必要な家庭やこどもを支援するまち

- (1)貧困への対策
- (2)障がいのあるこどもの発達や生活の支援
- (3)児童虐待防止対策
- (4)犯罪や自殺などからこども・若者を守る取組

3

安心してこどもを産み育てられるまち

- (1)妊娠・出産の支援
- (2)医療体制の充実
- (3)相談支援ワンストップ体制への取組
- (4)いのち・健康を守る取組

第4章 施策の展開

1 こども・若者の権利が守られ、成長をみんなで支えるまち

(1) こども・若者が権利の主体であることの普及・啓発

こども基本法の基本理念やこどもの権利条約の4つの原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の遵守及び推進に向けて、こども・若者が権利の主体であることが町民に広く認知・保障される地域社会の実現を目指します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	地域共生社会の実現	地域でつながり、支え合うことにより、年齢や障がいの有無に関わらず、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。	福祉・子ども課
2	こどもまんなか宣言の普及啓発	地域全体でこどもを守り、育てる意識が醸成され、地域ぐるみで子育てを推進していくことの周知を行うとともに、こども家庭庁が取り組む「こどもまんなか応援サポーター」への参加を呼びかけ、すべての人がこどもや子育て家庭を応援する社会全体の意識を後押しする取組を推進します。	福祉・子ども課
3	こどもの人権相談窓口の周知	すべてのこどもたちが平等で個性が大切にされ、個々の尊厳が守られるよう、人権擁護委員（こども人権担当）による人権相談や学校での外部講師による人権教室により、人権意識を高めます。 人権週間の活用、法務省の「こどもの人権110番」「LINEじんけん相談」などの相談窓口等を周知します。	くらし安全課 教育課
4	こども・若者への選挙啓発	社会の出来事を自ら考え判断し、主体的に行動する心を養うため、小中学校等へのリーフレットの配付や学校での生徒会選挙に対する物品貸出などを行い、選挙に関する理解促進を図ります。	選挙管理委員会事務局

(2) こども・若者の意見反映

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組と、こども・若者が意見を表明しやすい環境の気運の醸成に努めます。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	町長との懇談会事業	こども・若者や子育て家庭等の意見を広く聴き、その意見を政策に反映させるため、話し合いの場を設けます。	企画財政課
2	中学生模擬議会の実施	中学生に主権者教育を推進する中で、地域に関する関心を高め、郷土愛を育成するとともに、栄町の未来をともに考え、ともに創るため、次代を担うこどもたちの視点から提案された意見をまちづくりに反映します。	教育課

(3) 幼児期の教育・保育・子育てニーズに対応する取組

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容の充実を図ります。

① 保育サービスの充実

保育の質の確保・向上と、一時預かり事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）をはじめ、保護者の就労の有無等に関わらない、多様なニーズに応えるための受け入れ体制の整備に努めます。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	保育事業	保育所や認定こども園等において、保育の必要量に応じて保育を実施し、保育の質の確保・向上を推進します。障がい等の有無や医療的ケアの必要性に関わらず、すべてのこどもが共に成長できるよう受け入れ体制の整備に努めます。また、通常の時間帯以外で延長保育を実施します。	福祉・子ども課
2	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを、認定こども園、幼稚園、保育所で一時的に預かります。	福祉・子ども課

3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で保育所等を利用できるよう、受け入れ体制の整備に努めます。	福祉・子ども課
4	保育を担う人材の確保支援事業	民間保育所等が新たな人材を確保した場合や保育士の処遇改善等を行う場合に、補助金を交付することで、人材の確保を支援します。	福祉・子ども課
5	民間保育施設の整備促進事業	民間事業者が認可保育施設を整備する場合に施設整備助成を行い、保育環境の整備を図ります。 企業主導型などの事業所内保育施設等についても地域や企業のニーズに応じて支援を行います。	福祉・子ども課
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設や預かり保育などを利用するこどもの保護者の負担軽減のための給付）を円滑に行うため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給に努めます。	福祉・子ども課

② 経済的支援の充実

教育・保育事業の利用にあたり、その負担軽減を図るための町独自の経済的支援を継続します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	子育て世帯への祝金支給事業	次代を担うこどもたちとその親に住み続けてもらうため、お祝い金を支給します。	福祉・子ども課
2	保育料負担軽減対策事業	国の基準から保育料を減額し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	福祉・子ども課
3	多子世帯保育料助成事業	保育所等に通園している第3子以降の保護者に対し、保育料を助成します。	福祉・子ども課
4	実費徴収に係る補足給付事業	新制度未移行の幼稚園を利用する場合、世帯所得の状況により副食費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	教育課
5	第3子以降の給食費無償化事業	第3子以降の児童生徒の給食費を免除し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	給食センター

③ 子育て支援の充実

子育て中の親子が集える場の提供やこどもが病気の時の保育を行い、共働き・共育てを応援します。地域の中で子育て家庭が孤立することがないように、子育て情報の発信、相談などを行います。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てについての不安、悩みなどを相談できる場を提供するとともに、子育て等に関する相談、援助の実施や地域の子育て関連情報の提供を行います。	福祉・子ども課
2	公園等整備事業	こどもの障がいの有無、年齢等に関わらず、みんなが分け隔てなく安全でのびのびと遊ぶことができるようインクルーシブ遊具の整備や、利用するすべての人がリフレッシュできる憩いの場づくりを推進します。	都市建設課
3	病児・病後児保育事業	こどもが病気又は病気の回復期において、保護者が就労している場合等に自宅での保育が困難な場合は、北総栄病院内「栄町病児ルーム」にて病児・病後児保育を行います。	福祉・子ども課
4	育児応援塾事業	子育て中の父親を対象とした家事や子育てに関する講座の開催を通じて子育て世帯間の交流を促進し、共働き・共育てを促進します。	福祉・子ども課
5	ファミリー・サポート・センター事業	こどもの預かりや送迎などを希望する人と援助を行う人をマッチングさせる相互援助活動の整備に努めます。	福祉・子ども課
6	こども・子育て支援施設整備事業	公共施設等に授乳やおむつ替えが可能なスペース、こどもたちが休憩できる環境を整え、こどもや子育て家庭の利便性を図ります。	企画財政課 福祉・子ども課
7	在留外国人のこども等への支援	翻訳機を利用したコミュニケーションを行い、こどもや子育て世帯が行う手続きなどの支援を行います。	福祉・子ども課

(4) 学童期・思春期の成長を支える取組

こども・若者を取り巻く多様な問題の解決に向け、様々な取組を通じて、こども・若者を地域社会全体で支える気運の醸成に努めます。

① 多様性が尊重され活躍できる機会づくり

学習意欲の向上を図る取組やキャリア教育を推進することで、社会の一員であることを自覚し、町に必要な取組を自ら提案、行動できる児童生徒の育成を支援します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	男女共同参画推進事業	人権教室を通じ、男女共同参画に関するパンフレットを配布して啓発することで、男女の尊重や自分を大切にするものの理解、固定的な性別役割分担の意識解消について理解を深め、男女共同参画社会における大切な考え方を育みます。	くらし安全課
2	「栄っこ宣言」の推進	次代の栄町を担うこどもたちが、「ふるさと さかえ」を愛し、夢に向かって取り組む上での心の糧として「5つの行動規範」を周知し、健全育成を図ります。	教育課
3	きめ細かな学校教育の推進	教職員の働き方改革を進め、こどもたちの多様なニーズへの対応や個に応じた学習支援、「わかる・できる」が実感できる授業づくりを推進します。	教育課
4	いじめ防止対策事業	こどもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、栄町いじめ防止基本方針に基づき、学校、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組みます。 千葉県からスクールカウンセラー等の派遣を活用し児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育課

5	読書活動・自主学習支援事業	こどもたちが図書資料やインターネットを活用し、主体的に学習できる環境の整備やふれあいプラザ図書室の蔵書を充実させ、学校図書と連携して、自主学習を支援します。 読書活動として、こどもたちに読み聞かせを実施することを通して、読書週間の定着を図るとともに、図書室ボランティアの育成や支援を行います。	生涯学習課 教育課
6	キャリア教育推進事業	中学生が職業体験や職業講和等を体験しながら働く人々と接することで、集団や社会の一員であることを自覚して、望ましい勤労観や職業観を育みます。また、中学生の進路を見据えた、休日や長期休業中のインターンシップの取組を企業に提案し、キャリア教育を推進します。	教育課
7	ゲストティーチャー活用事業	小中学校の地域学習の際に、地域の人々や企業の人材をゲストティーチャーとして活用し、こどもたちが栄町の素晴らしさにふれ、郷土への誇りや愛着心を育む学習を通して、キャリア教育の充実を図ります。	教育課
8	I C T 教育充実事業	児童生徒の学力の向上、学習意欲の向上に向け、情報教育機器（タブレット等）を活用した主体的、対話的で深い学びの授業を展開します。 家庭でのタブレットを活用した学習を普及、推進するため、生活困窮世帯へ Wi-Fi ルーターを貸与して、児童生徒の自主学習を支援します。	教育課
9	外国語教育推進事業	こどもたちが世界を舞台に活躍し、グローバル社会に対応していくため、小学校の外国語科や中学校の英語科の授業すべてに A L T（外国語指導助手）が関わりコミュニケーション能力の向上を図ります。また、小中学生に英語検定料の助成を行うことで、学習への意欲の向上と英語力の向上を図ります。	教育課

10	国際交流推進事業	こどもたちの国際理解と感覚を高め、国際人としての能力を育むため、千葉県と連携して、海外のこどもたちと小中学校での交流授業やホームステイの受入れを行い、国際文化交流を促進します。また、海外の方々との交流を通して、郷土の良さを再認識し、郷土愛あふれるこどもたちの育成を推進します。	教育課
11	コミュニティ・スクール事業	学校、保護者、地域が一体となって、地域の方々とかどもたちとの交流会の開催など、豊かな学びと育ちの環境づくりを推進します。	生涯学習課 教育課
12	学校施設の充実	児童生徒が安全で快適に学習できるよう、老朽化した学校施設を計画的に整備・改修するとともに、ＩＣＴ（情報通信技術）をはじめとした学習設備を整備します。 災害時の避難所として各学校体育館に空調設備を整備するとともに、体育館トイレの洋式便器化を進め、快適な運動環境を整備します。	教育課
13	安全安心な学校給食の提供事業	学校給食センターの適切な維持管理及び運営を行うとともに、建替えを検討し、安全安心な給食を安定的に提供します。 また、こどもたちや保護者が食について学ぶ機会を提供します。	学校給食センター



② こども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

こども・若者一人ひとりが個性や長所を伸ばし、未来を切り開いていけるよう、多様な価値観への理解を促進し、チャレンジ精神やコミュニケーション能力を養う取組を推進します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	こどもまちづくり活動助成事業	こどもたちが町に必要と感じていることを計画、実行し、自ら活動する経験を通じて町へ興味を持ち、地域、学校、企業、行政などつながりながら地域づくりやまちづくりを行うことについて助成を行います。	企画財政課
2	青少年健全育成事業	青少年の健全育成のため、青少年相談員が、学校や地域と連携して各種行事や地域活動へ積極的に協力し、こどもたちに対する健全育成の推進を図ります。 また、家庭教育学級支援チームの活動を支援します。	生涯学習課
3	ドラム自然楽校体験学習事業	自然を大切に思う心や豊かな感性を育むため、稲作、どらまめの収穫の自然体験活動を実施し、栄町産の食材に対する理解を深め、自然の素晴らしさや環境保護の大切さを学ぶ機会を支援します。	生涯学習課
4	わくわくドラム推進事業	地域住民や高校生・大学生世代が学習支援ボランティアとして参加し、こどもたちの居場所づくりと学習機会を提供します。身近な世代との交流を促進することを通して、こどもたちの将来ビジョンの形成に役立てます。	生涯学習課
5	いきいき塾さかえ事業	成田空港などでの職業体験や夏休みには親子で参加できる教室を開催し、こどもたちに生涯学習の機会を提供します。	生涯学習課
6	防災意識の向上事業	こどもたちの自助・共助による防災意識を高めるとともに、中学生には、災害時に避難所運営で活躍できる人材育成を目指し訓練を実施します。	教育課 くらし安全課 消防総務課

7	心肺蘇生法普及啓発事業	小中学生が心肺蘇生法（ＡＥＤの使用法等）を学ぶことで、互助の精神や命を大事にする心を醸成し、多くの人の命を守ることに貢献できる児童生徒を育成します。また、周囲の人の突然の心停止に対応するため、学校事業や町民等の学校開放事業でも使用する学校体育館等へＡＥＤを設置します。	教育課 生涯学習課
8	少年消防団事業	小中学生が消防防災に関する知識及び技術を習得するとともに、消防職員や消防団員との交流を通じて、将来の地域防災の担い手として社会参画を促進します。	消防総務課
9	スポーツフェスタ実施事業	こどもたちが、トップアスリートとの交流を通じ、スポーツへの関心を高め、夢や希望を育み、競技力の向上を図ります。	生涯学習課
10	スポーツ・文化芸術活動支援事業	こどもたちをはじめ町民が各種スポーツ・文化芸術活動にふれるきっかけを支援し、安全に楽しめるよう指導者等の育成や活動を支援します。 中学生の多様なニーズに応えるため、地域全体でスポーツ、文化芸術活動を支援します。（部活動地域展開） また、各種スポーツ活動を支援するため、小中学生のスポーツ施設使用料を無償とします。	生涯学習課 教育課 都市建設課
11	住民活動推進事業	中学生がボランティアとして住民活動ふれあいまつりに参加し、地域の方々と交流することで地域を知る機会を提供し、郷土愛を育みます。	くらし安全課
12	文化財の保護と活用事業	こどもたちが、町の伝統・文化や郷土への関心を高め学べるよう、展示や見学会を開催します。また、文化財の適切な保存と活用に向けた検討を図ります。	生涯学習課

③ こどもの居場所の整備

幼児期から学童期への切れ目ない育ちを保障し、多様なこどもの居場所づくりの整備に努めます。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 放課後児童支援員の確保・質の向上を図ります。	福祉・子ども課
2	放課後ふれあい教室運営事業	こどもたちの安全で安心な居場所づくりのために、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動などに取り組みます。	生涯学習課
3	こどもの居場所づくり推進事業	こどもや若者の主体性を尊重し、遊び、学習、交流、休息の場など、各々のニーズに応じた持続可能な居場所を身近な地域に持てるよう、地域、活動団体、行政などが連携して取り組みます。	福祉・子ども課
4	ふれあいプラザさかえの充実	こどもたちや子育て世代のニーズにあわせた改修を行い、利便性の向上を図ります。	生涯学習課



④ 不登校などの支援体制の整備

こどもが自己の可能性を伸展させられるよう、悩み、心配ごとや困ったことの相談に対応する相談支援の取組や多様な学びの場の確保に努めます。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	教育相談事業	こどもたちや保護者が、虐待、いじめ、貧困、心の悩みなどを対面や電話で相談できるよう、ゆうがく館に教育相談員（カウンセラー）を配置します。また、スクールカウンセラーを小学校に配置し、心の悩みなど早期発見、早期対応する体制を推進します。	教育課
2	長欠、不登校対策事業	児童生徒が、不安や悩みを気軽に相談でき、安心して学校生活を送ることができる学校支援体制を整備します。また、学びに不安や苦手感が強い児童生徒には、個のニーズに応じた学習支援や、心身ともに大きく成長する小中学生期の子育ての不安や悩みを抱える保護者の支援に取り組みます。	教育課
3	不登校相談・支援推進事業	ゆうがく館の教育支援センター機能を充実させて、児童生徒が学校以外に過ごすことができる「居場所」をつくれます。不安、悩みがあっても学校に行けない児童生徒に対し、ゆうがく館を中心に学校、家庭と連携して、学校への登校と社会的な自立を目指し、個々のニーズに応じた支援を図ります。 通所児童生徒の増加に伴う個々のニーズの多様化に対応するため、支援体制の充実と施設の拡大を進め、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所を整備します。	教育課

(5) 青年期の支援

若者の可能性を応援し、ひきこもりなどの相談に対して就労支援の実施や結婚を希望する方への支援を実施します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	職業体験事業	大学生等のインターンシップ制度を役場で実施することにより、若者に行政の仕事に関心を持ってもらい、町内での就職や暮らし方を考えるきっかけを提供することで、町の魅力を発信する機会を促進します。	総務政策課
2	大学生等の定住・移住促進事業	栄町から大学等へ通学する学生の経済的負担の軽減と定住・移住を促進するため通学定期代を補助します。	企画財政課
3	地域公共交通計画事業	こどもたちが安全に移動できる手段を含め、既存のバス路線や循環バスを含めて、町として望ましい新たな交通体系を構築します。	企画財政課
4	雇用促進奨励事業	町における雇用の促進を図るため、町民を雇用した事業者に対し、雇用促進奨励金を交付します。	経済環境課
5	成田空港雇用相談窓口の周知	成田空港株式会社、労働局、千葉県が連携して求職活動を行う方の職業相談を行う相談窓口「ナリタJOBポート」の周知を行います。	経済環境課
6	雇用就労支援事業	就労セミナーや出張相談会を実施して、一人ひとりの悩みにそった支援を実施します。適職診断や応募書類添削、面接対策、職業体験などの相談も受けられます。	経済環境課
7	起業・創業支援事業	町内での創業や起業を推進するため、商工会と連携して、創業セミナーの開催や、創業・起業等の相談窓口の充実を図るとともに、資金補助を実施します。	経済環境課
8	結婚新生活支援事業	結婚後の新生活の支援として、住宅費や引越し費用等の一部を助成します。千葉県が実施するセミナーや婚活事業の周知を行います。	福祉・子ども課

2 きめ細かな取組が必要な家庭やこどもを支援するまち

(1) 貧困への対策

貧困の連鎖を断ち切り、こども・若者の現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、将来に向けての夢や希望を持つことができるよう、地域、学校、行政などが連携して、誰一人取り残さないための取組を実施します。

① 生活の安定のための支援

こどもやその保護者が社会的孤立に陥ることがないように「こども家庭センター」では、家庭に関する情報収集や必要な情報の提供・相談対応、教育・保育施設等の利用支援を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を目指します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	こども家庭センターによる相談支援事業	おやこ相談やこども発達相談で、発育や発達のこと、問題行動や不登校についてなど心配ごとの相談に応じます。	福祉・子ども課
2	生活困窮者自立支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行います。自立相談支援機関において策定する自立支援計画に基づいて、必要な支援を行います。	福祉・子ども課
3	生活困窮子育て世帯支援事業	学校の長期休業期間中に生活に困窮する世帯の児童生徒へ食料支援を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、本人や家庭の状況に応じて相談支援へつなぎます。	福祉・子ども課
4	こども食堂等への支援	こども・若者や子育て世帯が孤立しないよう、食事等を提供し、地域のつながりを実感できる多世代交流の場として、こども食堂等の整備、運営を支援します。	福祉・子ども課
5	生理の貧困に対する取組	経済的な理由等で、生理用品を購入できない女子児童生徒に生理用品の無料配布を実施します。	くらし安全課 教育課

② 教育の支援

すべてのこどもが家庭の経済状況で、学校生活が制約されたり、進路が狭まったりすることがないように、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばせるよう支援します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	就学援助制度	経済的理由により児童生徒の就学に格差が生じないよう、児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育が円滑に受けられるように支援します。	教育課
2	生活困窮世帯学習支援事業	経済的理由により進学をあきらめることがないよう、小中学生に対して放課後に学習等の機会を提供し、学習意欲が向上するよう支援します。	福祉・子ども課

③ 子育て家庭の就労支援

生活困窮者自立支援事業等を通じて、経済的自立を目指すための相談や就労支援を行います。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	生活困窮者自立支援事業〈再掲〉	複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な相談支援を行います。自立相談支援機関において策定する自立支援計画に基づいて、必要な支援を行います。	福祉・子ども課
2	ひとり親家庭の就労支援事業	児童扶養手当受給者を対象に就労支援ナビゲーターが就労支援相談やフォローアップなどの支援を行います。	福祉・子ども課

④ 経済的支援

子育ての経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。
ひとり親家庭においては、法律等に基づく手当、助成による経済的支援を図ります。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	児童手当支給事業	高校生年代までの児童を監護、養育する人へ手当を支給します。	福祉・子ども課
2	児童扶養手当支給事業	18歳以下の児童を監護、養育するひとり親家庭等へ手当を支給します。	福祉・子ども課
3	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成し、生活の安定と自立を促します。	福祉・子ども課



(2) 障がいのあるこどもの発達や生活の支援

障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもなど、特別な配慮や支援を必要とするこどもたちに対し、一人ひとりに応じた適切かつ切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。

① 障がい福祉サービスの充実

障がいのあるこどもが適切なサービスを受けられるよう支援します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	障害児相談支援事業	児童発達支援等のサービスを利用する際に、適切にサービスが提供できるようにサービス等利用計画を作成します。また、計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行います。	福祉・子ども課
2	児童発達支援事業	発達に不安のあるこどもやその保護者等に対して、児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適用訓練等を行います。	福祉・子ども課
3	放課後等デイサービス事業	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会等の交流を行います。	福祉・子ども課
4	保育所等訪問支援事業	児童発達支援センター等が、保育所等を訪問し、サービスの支給決定を受けた障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	福祉・子ども課
5	医療的ケア児の支援事業	医療的ケア児への支援について、関係者の協議の場を通じて、対象児への包括的な支援体制の充実に努めます。	福祉・子ども課
6	安心カード事業	安心カードへの登録を推進し、外出時等の万一の事故に備え、家族やかかりつけ医療機関へのスムーズな連絡体制を構築します。	消防総務課

② 障がいがある人もない人も共に暮らす取組

ユニバーサルデザインなど、すべての人にやさしい取組を推進します。また、災害等により避難した際は、障がいのある子ども・若者、妊産婦の方のスペースについて配慮します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	バリアフリー化事業	歩道・公園、公共施設や避難所等について、こどもたちの視点に立ったバリアフリー化を計画的に推進します。 災害時、イベントなどの際には、誰でも利用できる簡易式多目的トイレの設置を検討します。	都市建設課 企画財政課 くらし安全課
2	避難所環境等の整備事業	避難所におけるこどもたちの生活環境の向上のため、食料品やオムツなどの備蓄を充実させます。 また、障がいのある方、妊産婦などの避難場所を区分し、プライベート空間の確保に努めます。	くらし安全課
3	パラスポーツ実施事業	パラスポーツへの参加を通じて、障がいの有無に関わらずスポーツの楽しさや喜びを体験すること、障がいのある方への理解を深めることにより障がいのある方の自立と社会参加を推進します。	生涯学習課 福祉・子ども課



(3) 児童虐待防止対策

「こども家庭センター」を中心に、児童虐待を未然に防ぐための相談体制を充実するとともに、要保護児童対策地域連絡協議会等を通じて、虐待が疑われる家庭の情報共有など関係機関との連携の強化を図ります。

また、児童の養育やしつけ、家庭が抱える諸問題や悩みに対して適切な助言指導を行うため、児童相談所と連携し、研修に参加するなど対応する職員の資質の向上を図ります。

児童虐待が起こってしまった場合には、被害にあったこどもの保護やケアに努めます。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	こども家庭センター等による子育て世帯の相談支援事業	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、こども家庭センターが中心となり、妊産婦や子育て世帯、こどもからの相談に応じるとともに、サポートするための計画（サポートプラン）を作成し、地域の関係機関等との連携や子育て支援サービスの活用などによる支援を行います。	福祉・子ども課
2	S N S 相談窓口の周知	保護者の子育ての不安や、親子関係などの悩み、こどもからの家庭に関する悩みなどをこども家庭庁の「親子のためのS N S相談@ちば」で相談に応じる事業です。問題の早期発見（初期対応）に向けて普及啓発等を行います。	福祉・子ども課
3	要保護児童対策地域連絡協議会運営事業	要保護児童対策地域連絡協議会の充実と関係機関との連携を図り、児童虐待などの未然防止に努めます。	福祉・子ども課
4	ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーの実態を関係機関と連携して把握し、適切な支援につなげます。	福祉・子ども課
5	児童虐待防止のための職員研修事業	各種研修に参加し職員の資質の向上に努めます。	福祉・子ども課

(4) 犯罪や自殺などから子ども・若者を守る取組

犯罪被害、事故、災害等から子どもの生命を守るため、防犯・交通安全対策等に取り組むとともに、子どもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための安全教育の強化に努めます。

① いのちを守るための取組

子ども・若者が相談しやすい体制の整備や相談できる場所の周知を図ります。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	性暴力・性犯罪の防止事業	子どもたちが性暴力や性被害者とならないよう「ＳＯＳの出し方教育」を進め、早期にこどもの異変に気づくことができる環境づくりを構築します。	教育課 福祉・子ども課
2	心の相談事業	心の健康に関する相談窓口等の周知と精神疾患を抱える方への訪問等による普及啓発などにより、相談することの大切さを伝えるとともに、心の健康に対して気軽に相談できる体制を充実します。	福祉・子ども課
3	ゲートキーパー養成講座推進事業	自死や自殺企図の未然防止に向け、児童生徒、保護者等を対象に養成講座の受講を促進して、ゲートキーパーを育成することで、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、適切な支援につないで見守る取組を推進します。	福祉・子ども課 教育課
4	社会を明るくする運動推進事業	保護司会と更生保護女性会が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、犯罪のない明るい社会を築くための啓発活動を実施します。	福祉・子ども課
5	犯罪被害者等支援事業	犯罪により、不慮の死や重傷を負うなどの犯罪被害者等に対し、見舞金支給等の支援を行い、被害からの早期回復を図ります。	くらし安全課

② 安全対策

地域、学校、行政が連携して防犯・交通安全対策やインターネットを安心して利用するための啓発を実施します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	通学路安全対策事業	児童生徒、保護者から要望のある危険箇所等について、こどもたちが安全に通学できるよう警察や千葉県と連携して通学路の点検を実施し、危険箇所には歩道の新設や車両の飛び込み防止対策の整備、キッズゾーンやスクールゾーンを設置して安全対策を行います。こどもたちには、通学時の交通安全に関する指導を強化します。	教育課 くらし安全課 都市建設課
2	防犯灯・防犯カメラ設置管理事業	夜間における犯罪や事故等の発生防止と安全な通行を確保するため、こども・若者の視点を踏まえ防犯灯を増設します。また、町内における犯罪抑止と事件発生時の早期解決のため、防犯カメラを増設し、警察と連携した運用を行います。	くらし安全課
3	ながら見守り隊推進事業	児童生徒の登下校の時間帯に合わせて花への水やり、犬の散歩をしながら児童生徒の見守り活動を行う「ながら見守り隊」の登録を推進し、犯罪や事故の少ない安全で安心なまちを構築します。	教育課
4	インターネット有害環境対策事業	情報リテラシー教育を発達の段階に応じて計画的に実施し、スマートフォンでの写真撮影やSNSの安全な使い方の情報を啓発、相談窓口の周知など、児童生徒が犯罪に巻き込まれないための対策を講じます。	教育課

5	防犯ボックス事業	こどもたちの安全で安心な環境づくりの一環として、セーフティーアドバイザー(警察OB)を中心に、防犯団体などと連携した防犯パトロールや啓発などの活動を強化します。	くらし安全課
6	自転車乗車用ヘルメット購入補助金事業	こどもたちの自転車乗車中の交通事故による被害を軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入費用を一部助成します。	くらし安全課
7	交通安全教室	各小学校で交通安全教室を実施し、正しい交通ルールや交通マナーを学び、こどもたちの交通安全意識の向上を図ります。	教育課 くらし安全課
8	スクールバス運営事業	遠距離通学の児童生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバスを運行します。	教育課



3 安心してこどもを産み育てられるまち

(1) 妊娠・出産の支援

安全な妊娠・出産のため、正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取組など、産前産後の支援の充実を図るとともに、伴走型の相談支援を行いながら母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、適切な養育環境の確保と各種母子保健事業等を実施します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	子育てケアプラン作成事業	妊娠届提出時に、妊婦一人ひとりに町の子育てに関するサービスと各手続きについてケアプランを作成し、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるようサポートします。	福祉・子ども課
2	不妊治療費等助成事業	不妊治療又は不育症治療を受けた夫婦に対し、千葉県の助成に加え、町独自の上乗せを実施することで治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉・子ども課
3	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査と妊婦等歯科健診の受診票を発行し、健康状態の把握、検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施することで、妊婦の健康の保持と増進を図ります。	福祉・子ども課
4	妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施します。	福祉・子ども課
5	妊婦のための支援給付事業	伴走型相談支援の際に妊婦に給付を実施することにより、子育ての不安解消を図り、安心して出産や子育てができる環境の整備を図ります。	福祉・子ども課
6	マタニティクラス実施事業	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と仲間づくりを支援する取組を実施します。	福祉・子ども課

7	産後ケア事業	出産後の産婦及び乳児に、町内の助産院や近隣の医療機関で心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように支援します。 宿泊型（助産院や医療機関に宿泊して実施）、デイケア型（助産院や医療機関に日帰りで実施）、訪問型（助産院の助産師が対象者の自宅を訪問して実施）の3種類を実施します。	福祉・子ども課
8	妊婦・子育てヘルパー派遣事業	妊婦・就学前の児童がいる家庭で、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方を対象にヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を提供します。	福祉・子ども課
9	マタニティ・乳児タクシー助成事業	妊産婦等が、妊婦健診及び出産時にタクシーを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ります。	福祉・子ども課

（２）医療体制の充実

医療体制の充実のため、町内にない産科・小児科の誘致やオンライン診療等の受診環境の整備に取り組めます。また、休日や夜間における診療情報について周知します。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	医療体制の充実	医療体制の充実のため、町内にない産科、小児科の誘致、オンライン診療、相談体制の構築に取り組めます。	健康介護課
2	休日・夜間急病診療支援事業	休日や夜間に小児科の受診ができる成田市急病診療所や印旛市郡小児初期急病診療所の診療情報とこども急病電話相談について周知します。	健康介護課

(3) 相談支援ワンストップ体制への取組

こども家庭センターが妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口となり、保健師等による母子保健と児童福祉が連携して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」として一体的に実施します。

また、訪問や巡回等による子育て世帯の状況把握に努めるとともに、子育ての相談・助言などを行います。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	利用者支援事業	こども家庭センターでは、保健師・子育て支援アドバイザー（相談員）、母子保健コーディネーター等を配置し、妊産婦支援や子育てやこどもに関する相談を受け、支援のためのマネジメント（サポートプランの作成）等を実施します。また、保育所等の利用支援関係機関との連携調整を行います。	福祉・子ども課
2	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を訪問して、乳児と保護者の状況の把握、子育ての助言や子育てに関する情報提供を行い、子育て家庭と乳児の成長を支援します。	福祉・子ども課
3	巡回相談事業	保育所や幼稚園の巡回相談を実施して、乳幼児の発達・栄養・歯科相談を行うことで、保護者の育児不安を解消し、こどもの健やかな成長と発達の支援を行います。	福祉・子ども課



(4) いのち・健康を守る取組

こどもたちへの健康教育、健康診査等により疾病や障がいを早期に発見し、健康の確保に努めるとともに、こどもの入院や通院に対して経済的負担の軽減を図ります。

① 健康診査等の充実

乳幼児の発育・発達を確認し、疾病や障がいの早期発見・早期支援に努めます。また、未受診児に対しては家庭訪問を行い、育児や情報提供を行うなど育児不安に早期に対応できる体制の確立に努めます。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	乳幼児健康診査事業	乳児には、個別健康診査の受診票を発行して病院での受診を促し、幼児期には、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児、5歳児に対する集団健康診査を実施することで、疾病等の早期発見や乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。	福祉・子ども課
2	こどもの歯・食育に関する事業	離乳食教室、はみがき教室、2歳半児歯科健診などを実施し、はみがきや食生活などの指導により、乳幼児の健やかな成長を支援します。	健康介護課
3	予防接種事業	感染症予防のため、乳幼児・就学児童を対象に定期予防接種を実施します。未接種者を把握し、接種勧奨を行います。また、必要に応じて新たな予防接種の実施を検討します。	福祉・子ども課



② 経済的負担の軽減

こどもの入院や通院の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

No.	事業	事業の概要	担当課
1	こども医療費等助成事業	高校生までの児童等に対しての入院および通院の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	福祉・子ども課
2	未熟児養育医療給付事業	低体重や早産などで身体の発育が未熟なまま生まれたために入院養育が必要な乳児に対し、医療費の一部を負担します。	福祉・子ども課
3	育成医療給付事業	身体に障がいのある、またはそのまま放置すると将来障がいになる可能性のある 18 歳未満の児童等に対してその障がいを除去、軽減する効果が期待できる治療をする場合の医療費の一部を負担します。	福祉・子ども課



第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園など）及び地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

また、保育所などの利用にあたっては、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

■教育・保育給付認定と利用可能施設等

教育・保育給付認定		対象の家庭	利用可能施設等	概要
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	● 認定こども園（幼稚園部） ● 幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	こどもが満3歳以上	共働きの家庭	● 認定こども園（保育園部） ● 保育所 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園（保育園部） ● 保育所 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のこと、従業員以外のこどもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、町の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

第2期子ども・子育て支援事業計画に未記載の既存事業や国の法改正に基づく新規事業の概要は、以下のとおりです（第2期計画に記載の既存事業の概要は、19・20ページを参照）。

■第2期子ども・子育て支援事業計画に未記載の既存事業や本町では未実施の事業、国の法改正に基づく新規事業の概要（国の事業メニューであり、本町で実施を想定しない事業を含む）

事業	事業概要	対象年齢等
【未実施の事業】 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	0～5歳
【未実施の事業】 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生
【未実施の事業】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者
妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊産婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）
産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者
【新規事業】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあったり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等

2 量の見込みと確保方策について

(1) 量の見込み等について

子ども・子育て支援事業計画においては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、就学前の教育・保育（保育所、幼稚園、認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※」を設定し、それに対応する「確保方策※」を定めることになっています。

※「量の見込み」…計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みのことです。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指した、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期のことです。

(2) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、第61条第2項第1号において「教育・保育提供区域」（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域）を定めるとされています。

市町村は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本町では、第1期計画から町全体を1つの教育・保育提供区域としており、本計画においてもこの設定の考え方を踏襲します。

(3) 量の見込み等の推計の考え方

本計画では、次のとおり推計児童人口と各事業の実績から「量の見込み」の推計を行い、「確保方策」を設定します。

- ①各事業の実績から計画期間の利用率（＝ 利用者数÷対象児童人口）を推計
- ②量の見込みを推計 ＝ 推計児童人口 × 事業の利用率
- ③量の見込みに対する確保方策を設定



3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（必要定員総数）	62	63	57	52	45
② 確保方策	406	406	406	406	406
③ 過不足（②－①）	344	343	349	354	361

■ 確保方策

確保方策は、各年度の定員予定としており、認定こども園ながと幼稚園（定員 66 名）、酒直幼稚園（定員 340 名）の 2 園による受け入れで対応できます。

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（必要定員総数）	155	170	167	165	156
② 確保方策	164	164	164	164	164
③ 過不足（②－①）	9	-6	-3	-1	8

■ 確保方策

確保方策は、各年度の定員予定としており、特定教育・保育施設では、安食保育園（定員 60 名）、みなみ栄保育園（定員 50 名）、ながと幼稚園（定員 54 名）の 3 園では不足が生じますが、酒直幼稚園の預かり保育による受け入れで、対応できると見込んでいます。



(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

（単位：人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（必要定員総数）		16	17	18	18	19
② 確保方策	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
	特定地域型保育事業	7	7	7	7	7
③ 過不足（②－①）		9	8	7	7	6

【1歳】

（単位：人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（必要定員総数）		38	39	38	38	37
② 確保方策	特定教育・保育施設	34	34	34	34	34
	特定地域型保育事業	7	7	7	7	7
③ 過不足（②－①）		3	2	3	3	4

【2歳】

（単位：人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（必要定員総数）		50	42	41	39	38
② 確保方策	特定教育・保育施設	44	44	44	44	44
	特定地域型保育事業	11	11	11	11	11
③ 過不足（②－①）		5	13	14	16	17

■ 確保方策

確保方策は、各年度の定員予定としており、
 安食保育園（定員0歳：9名、1歳：15名、2歳：16名）
 みなみ栄保育園（定員0歳：9名、1歳：15名、2歳：16名）
 ながと幼稚園（定員1歳：4名、2歳：12名）
 小規模保育事業所うさぎとかめ（定員0歳：2名、1歳：2名、2歳：6名）
 小規模保育事業所さかえ保育園（定員0歳：5名、1歳：5名、2歳：5名）
 の5園で受け入れられるため、量の見込みに対応できると見込んでいます。

(4) 幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、従来の保育所・幼稚園の機能・設備等を併せ持ち、小学校就学前のこどもへの保育・教育や家庭等の子育て支援を一体的・総合的に提供する施設です。

また、保護者の就労状況や変化に対応し、柔軟にこどもを受け入れられるよう取組を推進するとともに、小学校就学後を見据えた教育・保育施設の提供を推進します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業には、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類があります。

また、保育所等の子育て支援の施設や場所において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関（地域子育て相談機関）の設置が市町村の努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計	2	2	2	2	2
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

「基本型」1か所と「こども家庭センター型」1か所の計2か所で事業を実施し、子どもと子育て家庭の母子保健や子育て支援サービス等の利用を支援します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。

単位：延利用者数（人回）、か所

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		8,018	7,455	7,244	7,033	6,857
②確保方策	延利用者数（人回）	8,018	7,455	7,244	7,033	6,857
	実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

「子育て情報・交流館 アップR」（ふれあいプラザさかえ キッズランド）、「子育て支援センター さくらんぼ」（安食保育園隣接）の2か所で事業を行い、量の見込み分の事業を実施します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	63	61	59	57	56
	延利用回数	768	744	720	695	683
②確保方策		768	744	720	695	683
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、量の見込み分を確保します。 妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せ、国が示す妊娠期における健診回数 14 回分の妊婦健康診査助成券を交付し、医療機関に委託して実施します。 妊婦健診の適切な受診と補助券の利用について、啓発を行います。
--

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

単位：訪問乳児数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		25	24	24	23	22
②確保方策		25	24	24	23	22
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、量の見込み分の事業を実施します。 こども家庭センターを実施機関として、乳児宅を訪問して、乳児と保護者の状況の把握や子育てに関する情報提供を行い、育児不安や家庭や地域での孤立感の解消に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行っています。

単位：訪問児童数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	18	18	17	16
②確保方策	18	18	18	17	16
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、量の見込み分の事業を実施します。

こども家庭センターを実施機関として、妊娠届出時の面接や乳児家庭全戸訪問事業などにより、訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し、保健師、助産師などの有資格者が訪問します。

(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行っています。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,068	7,620	7,372	7,179	6,654
②確保方策	7,068	7,620	7,372	7,179	6,654
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、量の見込み分の事業を実施します。認定こども園ながと幼稚園で事業を実施します。



【保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）】

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	195	182	176	171	167
②確保方策	195	182	176	171	167
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、量の見込み分の事業を実施します。みなみ栄保育園、酒直幼稚園の2園で事業を実施します。

（7）延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	63	63	61	59	56
②確保方策	63	63	61	59	56
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、量の見込み分の事業を実施します。安食保育園、みなみ栄保育園の2園で事業を実施します。

（8）病児・病後児保育事業

病気及び病気の回復期のこどもについて、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

単位：延利用者数（人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病児・病後児型	94	94	91	88	84
②確保方策		94	94	91	88	84
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、量の見込み分の事業を実施します。北総栄病院内「栄町病児ルーム」において事業を実施します。

(9) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校就学児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供します。

単位：実利用者数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	51	43	50	48	53
	2年生	44	44	44	44	44
	3年生	31	31	31	31	31
	4年生	33	33	33	33	33
	5年生	20	20	20	20	20
	6年生	8	8	8	8	8
	合計	187	179	186	184	189
②確保方策		170	170	170	170	170
③過不足（②－①）		-17	-9	-16	-14	-19

■ 確保方策

令和2～5年度の実施状況から量を見込んでおり、確保方策は、各年度の町内の4クラブの定員予定としています。

一時利用（不定期利用）の人数を含めているため、確保方策より利用人数が上回りますが、待機児童は出ていません。なお、学校敷地内等での児童クラブの整備を検討するなど、量の見込み分を確保するとともに利便性の向上に努めます。

竜角寺台児童クラブ：定員 30 名

安食台児童クラブ：定員 60 名

安食児童クラブ：定員 50 名

布鎌児童クラブ：定員 30 名

放課後ふれあい教室との連携を図り、児童クラブの利用児童が放課後ふれあい教室の多様なプログラムに参加することにより、放課後の時間を充実させます。

(10) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

補助が必要なすべての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と給付に努めます。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

(11) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

本計画期間中の新規参入等を想定していませんが、必要に応じて実施を検討します。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

(12) 妊婦等包括相談支援事業※

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

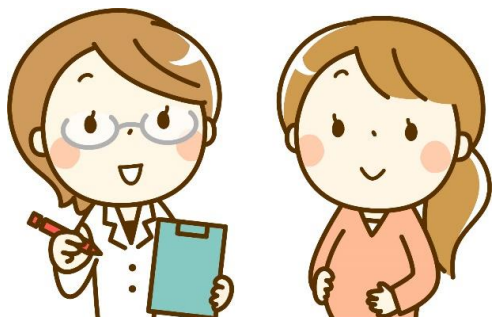
※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、こども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：面談実施合計回数等（人、回、人回）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数	63	61	59	57	56
	一人当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	189	183	177	171	168
②確保方策		189	183	177	171	168
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

推計妊娠届出数に、面談回数3回を乗じて見込みました。
保健師や助産師等による実施体制を確保します。



(13) 産後ケア事業※

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、こども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：延利用産婦数等（人、人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	宿泊型	8	8	8	8	7
	デイケア型	19	19	18	18	17
	訪問型	2	2	2	2	2
	合計	29	29	28	28	26
	延利用産婦数	103	103	99	99	92
②確保方策		103	103	99	99	92
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和4年度と5年度の利用状況から見込みました。

町内外の医療機関に委託し、宿泊型、デイケア型、訪問型の3種類を実施します。

(14) 【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳		3	3	3	3
	1歳		2	2	2	2
	2歳		2	2	2	2
	合計		7	7	7	7
②確保方策	0歳		3	3	3	3
	1歳		2	2	2	2
	2歳		2	2	2	2
	合計		7	7	7	7
③過不足（②－①）			0	0	0	0

■ 確保方策

各歳別の推計人口から3号認定の推計人口を差し引いて、未就園児数を基準により推計して見込みました。

令和8年度からの事業実施に向けて、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施態勢の確保を進めていきます。

【以降の事業は、ニーズに応じて実施を今後検討する事業】

（15）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。

本計画期間中には、県の施設との利用調整や町外施設との契約の検討を行い、今後とも相談支援に努めます。

（16）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本計画期間中に町内でのニーズの把握に努め、実施に向けて検討します。

（17）【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラ一等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

（18）【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

（19）【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等にに応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

第6章 推進体制の確保

1 計画の推進に向けて

本計画は、こども基本法に基づく計画として、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、切れ目のないこども・子育て支援と若者支援を推進する計画です。

そのため、全町的に広く連携・協働し、町全体としてこども・子育て支援と若者支援に取り組むことが必要不可欠であり、家庭をはじめとして、保育所、幼稚園、学校、地域、その他子育て支援に関する関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取組について、広く周知していくことが重要です。

そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の施設・サービス等の子育てに関する情報についても町民への周知を図ります。

2 関係機関との連携

特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

◆児童虐待防止対策の推進

- ・ 児童虐待の予防や再発防止にあたり、児童相談所をはじめとする関係機関同士の緊密な連携や情報共有を図ります。
- ・ 要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関との連携を図り適切な支援体制を整備します。

◆障がい児支援施策の推進

- ・ 町内の障がい児福祉サービス事業所や保育所等との連携などにより、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討します。
- ・ 医療的ケア児等の支援については、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置を、医療的ケア児等に関するコーディネーターと共に進めていきます。

◆ひとり親家庭に対する支援の充実

- ・ ひとり親家庭が自立して生活することができるよう、経済的支援に関して、県や社会福祉協議会の貸付制度等の周知と活用促進を図ります。
- ・ 県の母子家庭等就業・自立支援センター事業をはじめ、ひとり親家庭の就業支援や生活支援を行う事業等の周知と活用促進を図ります。

◆生活困窮世帯のこどもへの支援

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく県の「こどもの学習・生活支援事業」について、対象者の把握や開催場所の提供について協力をしていきます。
- ・ 低所得者世帯などに対して、県や社会福祉協議会の貸付制度等の周知と活用促進を図ります。

3 計画の評価・検証

各施策及び本計画の推進については、毎年度、「栄町子ども・子育て会議」において計画の進捗について確認しつつ、総合計画（基本計画・実施計画）のローリングと合わせ、総合的かつ計画的に取り組めます。

計画推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。

なお、必要に応じて見直しを行います。

4 こども・若者の意見を反映する取組

庁内関係課におけるこども施策の立案にあたり、こどもの状況やニーズをよりの確に捉え、施策への反映を図るため、様々な機会やデジタルツール等を通じて、こどもの意見を聴取します。

◆こどもの意見聴取に関する主な事業

小学生	町長との給食懇談会
中学生	中学生模擬議会
若 者	若者懇談会



資料編

1 栄町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	所属団体等	委員（区分）	備 考
1	木内 義明	児童デイサービスセンター 利用保護者	子どもの保護者	
2	岡野 明	P T A連絡協議会会長		
3	當山 直也	株式会社 育誠	事業主を代表する者	
4	諸岡 明美	社会福祉法人 誠友会 栄白翠園	労働者を代表する者	
5	弘海 高顕	社会福祉法人 安栄福祉会 安食保育園	事業に従事する者	
6	佐藤 光子	学校法人 佐藤学園 酒直幼稚園		
7	勝田 寛史	学校法人 勝田学園 ながと幼稚園		
8	南 博	社会福祉法人 みなみ福祉会 みなみ栄保育園		
9	齋藤 純子	主任児童委員	学識経験のある者	代表代理
10	長澤 房枝	元布鎌小学校校長		会長

2 用語解説

あ行

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

安心カード

事故や病気などの緊急時において、スムーズで適切な治療を受けることができるように必要な情報を登録した方へ発行するカードのこと

医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

インクルーシブ遊具

障がいの有無や年齢に関係なく、互いの違いを認識しながら楽しく遊び、誰もが利用できる遊具のこと

インクルージョン

「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第 19 条で「この条約の締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定

SOSの出し方教育

児童生徒の自殺予防を目的とし、こどもたちが困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育のこと

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録者同士が交流できるインターネットの会員制サービスのこと

親子のためのSNS相談@ちば

千葉県が開設した、保護者の子育てに関する不安や、親子関係などの悩み、こども自身からの家庭に関する悩みなどを SNS で相談できるもの

か行

家庭的保育事業

保育者が、自宅に保育スペースを設置して、満 3 歳までの児童を少人数で家庭的な雰囲気大切にしながら保育を行う保育事業

企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当

子育て支援センター

就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施（令和 6 年 4 月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）

こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口

子ども家庭総合支援拠点

こどもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口（令和 6 年 4 月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）

こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関として令和 5 年 4 月に発足

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行された法律

子ども・子育て支援法

すべてのこどもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたものの

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

令和 3 年 12 月 21 日に閣議決定され、こども政策の基本理念やこども家庭庁の設置とその機能等について定めたもの

こども大綱

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定され、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの

こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されており、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとして規定

こどもの人権 110 番

こどもの発する SOS 信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話（電話番号 0120-007-110 全国共通・無料）

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に、令和 6 年 9 月 25 日に施行された法律

こどもまんなか応援サポーター

国の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等のこと

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと

こども未来戦略

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定され、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」、これらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して国が策定したもの

子ども・若者育成支援推進法

こども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成 22 年 4 月 1 日に施行された法律

コミュニティ・スクール

学校運営協議会（保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み）を設置している学校のこと

さ行

栄っこ宣言

平成 26 年に町が制定した宣言で、時代を担う栄町の青少年の健全育成への願いを、以下の五つの行動規範として示したもの

五つの行動規範

- 一 おはよう ありがとう ごめんなさい を言います
- 二 いじめはしません
- 三 人をいたわります
- 四 ひきょうなことはしません
- 五 ふるさと「栄」を誇(ほこ)ります

栄町いじめ防止基本方針

町におけるいじめ防止の基本方針とともに、教育委員会の責務と対策、学校及び教職員の責務と対策などを取りまとめたもの

サポートプラン

心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年4月から平成 27 年3月までの 10 年間の時限立法。その後、法改正に基づき、法律の有効期限が令和 7 年3月まで延長され、さらに令和 17 年3月 31 日まで再延長となった

児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効。日本は 1994 年に批准

児童発達支援センター

地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設

児童養護施設

児童福祉法第 41 条に規定される保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を養護し、その自立のための援助を行うことを目的とする施設

就労支援ナビゲーター

ハローワークに所属する就職支援の専門家で、職業相談・職業紹介、履歴書・職務経歴書の個別添削等を実施

情報リテラシー教育

情報を正しく活用していく能力を養う教育のこと

人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、地域住民からの人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている者

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、心のケアや支援を行う者

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく者

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施する制度

総合計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、町の計画の中で最も上位に位置する計画

た行

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

な行

認定こども園

幼児教育、保育及び地域の子育て支援を一体的に行う施設

は行

ペアレントトレーニング

より良い親子関係を築くことを目的に、こどもの行動を理解し、適切な対応方法を学ぶ支援方法のこと

保育コンシェルジュ

就学前のこどもの預け先に関する保護者の相談に応じ、子育て支援サービスなどについて情報を提供する役割の者

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安全安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域のこどもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業

母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母・寡婦を対象に、就業のための相談や職業紹介を行う千葉県の事業

母子保健コーディネーター

妊娠期から出産、子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整を行いながら、切れ目なく一人ひとりにあった支援を行う者

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと

ユニバーサルデザイン

年齢や性別の違いや障がいの有無などに関わらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと

幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月 1 日より導入された 3～5 歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関

ら行

LINE じんけん相談

チャット形式で、国の機関の職員（法務局の職員）や、いじめなどの人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じるもの

レスパイト

乳幼児や障がい児・者、高齢者などの介助・介護をする人が、一時的に解放されて、休息をとれるようにすること

栄町こども計画

発 行 令和7年3月

発行者 千葉県印旛郡栄町

編 集 栄町福祉・子ども課

住 所 〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

電 話 0476-33-7707（福祉・子ども課直通）

